

第 三 卷 第 十 二 號
目 錄

- 論說
●何ぞ天然の園圃を整修せざる(承前)
●監獄改良策
●批評
●被法主人の批評を読む
●海外通信
●芳原昭昭君米國ラウンド氏書翰
●統計
●明治廿五年五月々末全國在監人員表
●明治廿五年度全國看守押丁人員並月俸平均表
●寄書
●監獄ニ於ケル紀律ト健康ノ關係ト題スル一説ヲ讀ム
●看守長看守服制ノ改正ハ敢テ必要ニアラス
●特別監視規則違反者處分ニ就テヲ讀ム
●在九州男子
●在東京
●特別監視規則違反者處分ニ就テヲ讀ム
●在東京
●上田貞次郎
●(三十丁)
- 通信
●數十件
●雜錄
●在監人ノ食料改良方ニ就テ
●信書の封筒
●日曜及祭日の教誨
●總川文庫試訓一症
●看守團授試作(承前)
- 雜報
●監獄事務分課に就テ
●警保局長更迭す
●姿勢服裝
●囚人の服裝も又忽にずへらす
●監内ニ雖歩を禁すへし
●押丁全廢ハ九州の詩も色なる乎
●露西亞帝國大學へ寄贈品
●獄事聯合協議會に就テ
●奧羽各縣聯合獄事會議事
●囚人の作業別食量
●典獄の交迭
●支墓の廢止
●岡山監獄の水害
●京都感化保護院情況
●監獄彙報
●數拾件
- 東京
●中洲
●松尾善治郎
●(十八丁)
●(二十二丁)
●(廿三丁)
●(廿六丁)
●(廿九丁)
●(四十九丁)
●(五十八丁)
- 清浦奎吾君演說
●(一丁)
●(十四丁)
●(十八丁)
●(二十二丁)
●(廿三丁)
●(廿六丁)
●(廿九丁)
●(四十九丁)
●(五十八丁)

堂の貸座敷に於て遊興し同四日新潟縣に赴かんとて豊野停車場より瀛車を乗りたる折柄兼て五明館を合

●監内揭示條目辨解豫約出版延期廣告

警保局長小松原英太郎君題字
宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監書記山崎德義君序文
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監内揭示條目辨解

全

- 豫約期限九月十五日迄延期ス
- 送本(申込ノ順次ニ依リ發送ノヲ)
- 定價 一部金拾五錢
- 豫約價 一部金拾貳錢
- 特別減價
- 廿部以上申込 一部金拾壹錢
- 五十部以上申込 一部金拾錢
- 百部以上申込 一部金九錢

本書ハ多年宮城集治監ニ在テ勉強ト熱心トニ由リ、赫々ノ美績ヲ舉ケラレタル教誨師藤吉習教君ノ筆ニ成ル所ニシテ、監獄則施行細則第三條ノ揭示條目ニ丁寧親切ナル辨解ヲ加ヘ且文宇ノ左右兩方ニ音義ノ傍訓ヲ施シ、荷モいろハ知ル者ナランニハ難ナク、解シテ疑ハサルナリ、先ツ大小各監獄ニ若干部ヲ備ヘ置キ、新入囚ニ貸與セラルハ、俟焉揭示條目ノ本旨ヲ會得シテ、犯則者ノ出ツルコト稀少ナルニ至ルヘク親族故舊ヨリ在監人ニ差入レヌハ、候馬揭示條目ノ本旨ヲ會得シテ、犯則者ノ出ツルコト稀少ナルニ至ルヘク知セラレズ、本人共ヨリ正當品トシテ購求ヲ出版ノ願セシメラルハ、トモ今其一方ノ稱贊ヲ博シ、竊ニ自ラ期スル所モアレハ、特ニ本書ニ就テ其効能ヲ喋々スルコトヲ爲サ、レトモ今其一方ノ稱贊ヲ博シ、竊ニ自ラ期スル所モアレノ學說ニ徴シ、殊ニ小河岳洋先生ノ校閲ヲ經タルモノナリ、仰キ願クハ速ニ多數ノ御注文アラシムコトヲ

明治廿五年八月 日

警察監獄學會

●再版廣告

內務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文

明治廿五年八月 日

警察監獄學會

●再版廣告

内務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
内務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
内務省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
内務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

看守 獄務提要 完

○豫約法

○製本 〔本文上等日本紙 表紙クロス金字入〕

○定價 一部金五拾錢

○一府縣内看守押丁 一部金貳拾四錢

○諸君全員購讀 本會支辨

○連送費 上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會

會費取纏主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ミノ分ニ

限ルヘシ

○送金

○發送

全員購讀ノ向ハ着本其月ヨリ向四
ヶ月(一ヶ月金六錢ノ割)拂込ヲ諾
ス。送金ノ節ハ郵便又ハ銀行爲換
トシテ本部宛送付セラレタシ。通
運便ヲ以送金セラル、其持込
賃ヲ加ヘラレタシ。宮城縣管内豫
約員ニ限リ仙臺市大町書林木村文
助ヘ向ケ送金セラレタシ
申込ノ順序ヲ以テ郵便、汽車、汽船
便ノ内冊數及土地ノ便否ヲ圖リ極
メテ速達ヲ期スヘシ

警察監獄學會 出版部

本書は著者が多年研究し得られたる監獄學上の識見を以て職務殊に戒護事務に適切なる諸般、緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監署より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣ひ秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以つて職務の梗概を知り再讀以つて職務の要領を悟り駁回之れを誦讀研究するに於ては大に以つて監獄學の知識を養成するを得へし。

本書は分つて九章となす即ち第一章に於ては緒言を述べ第二章に於ては看守の服膺すべき一般義務の要領を述べ第三章に於ては看守の職務に必要な資格即ち性格性質技能知識等の狀況を述べ第四章に於ては戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すべきか又は戒護の要は何々にあるか如何せば能く適宜に之を執行し得らるべき等の諸點に就き一々事の實際に據つて之を詳述し第五章に於ては特に、監獄に於て運動教誨及び學業を施行する所以の趣旨を論じ之れに處する看守職務上の心得方を細説し第六章に於ては更に進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を詳明し第七章に於ては看守が監獄官吏として囚人に接する所の方法即ち囚人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特に獨居拘禁の囚人に對する處遇の方法を述べ。上官及び同僚に對し看守の服膺すべき諸般緊要の事項に最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり。

本書題註して看守必携と謂ふと雖も強ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非ず所謂、看守と稱する内には看守以下の吏員をも包括しあるものなりとす、這は既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君が本書を必要とせらるゝか如く女監取締押丁、授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感じらるゝ所なるを信す、否な獨り看守及び其以下の吏員諸君のみならず、又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據つて大に參考に資せらるゝ所多かるべきを信す何んとなれば先づ其下僚の職務を熟知するに非ざれば上官たる威信を保ち職務を行ふこと能はざるべきを以てなり是れ即ち本書の題名をば單に看守必携と謂はすして、汎く職務提要と命名せられたる所以なる歟。

概要前記する所の如きものなるが故に各地方看守教習所等の教科用書として本書の最も適當なる真著書なるは論を俟たず故に願はくは先づ教科書として之を採用せられ且つ苟くも監獄官吏殊に看守として職務に従事せらるゝ諸君は必らず一本を備へて之を研究せられんことを希望す。

監獄學雜誌第二卷第十一號

論 說

●何ソ天然ノ園圃ヲ整修セサル (承前)

清 浦 奎 吾 君 演 說

是レカラ監獄ノ改良ノコニ付テ御話シマスカ實ハ色々仕方立テテ來マシタカ段々監獄ノコハ北垣君小松原君ノ御話ガアツテ先鞭ヲ着ケラレマシタカラ中ニハ往掛リ上重復スルコガアルカモ知レマセヌカ私ハ歐羅巴ノ諸監獄ヲ見マシテ尤モ我國監獄ニ必要ヲ感シマシタノハ幼年囚ノ取扱テアリマス幼年者ハ所謂「小松が原の若緑り年經て國の柱ともかな」トモ申スヘキ實ニ末ニ樂シミノアル身体デ御坐リマスガ之ハ論ヲ待タスシテ教育ヲ加ヘ檢束ヲ施シテ往カチハナラヌコデアルガ今日我監獄ニ於テ幼年囚ヲ待遇スル有様ヲ見レハ私ハ實ニ驚クニ堪ヘタル有様テアツテ斯フ云フ風デはつたらかシテ置テハ將來如何ナル種子ヲ蒔クデアラフカト云フコニ至テハ殆ント慚愧ニ堪ヘヌ位テアル、私ハ幼年囚ハ普通監獄ヨリ別異シテ數縣合シテ單純ナル幼年監獄ト云フモノヲ設ケマシテ出來得ル限リハ之ヲ漸々改良シテ教育的ノ純一ノ性質ニ化セシメンコトヲ希望致シマスデ御坐リマス、又幼年ニシテ懲治場ニ入ルモノハ或ハ其ノ土地ノ感化院トカ或ハ教育所トカ云フモノガ設立サル、日ニ於キマシテハ一日若クハ一周間ニ若干ト云フ賄料ヲ以テ懲治セシ

メ得ルノ法ヲ設クルモ妨ケハナイト思ヒマス、今ノ所テハ重罪囚チモ輕罪囚チモ幼年囚モ一ツノ場所ニ置
ク「デアリマスカ之ハ怖イ恐ロシイ話デアラフト思フ」其レカラ初期ノ犯罪者デ御坐リマス、初期ノ犯罪
者ハ恰モ初期ノ肺病者見タヤウナモノデアルカラ其治療ノ方法ニ依リマシテ充分回復スル見込カアルモ
デアル然ルニ我邦ノ現況ハ如何カト見マスルト初期ノ犯罪人ノ如キ回復ノ望ミアル者チ不完全ノ監獄ニ拘
禁スル「テアルカラ其治療モ充分ニハ届マセヌ、ツマリ外見ノ外決シテ充分ニハ參ツテ居リマセヌ、又役業
ト云フモノハ藝工ノ如キ以テ役業ト爲スニ足ラス様ナ業ヲ執ラセテ居リマス之ハ初犯者ニ對スル所ノ處置
ヲ得タモノトハ見ラレマセヌ此ノ如キ初期ノ肺患者即チ治療ニ充分ナル望ミアル者ハ成ルヘク善イ取扱
シテ再犯者杯ノ増サヌ様ニ注意チシテ往ク「ハ甚ダ肝要デアラフト思ヒマス、今日ハ敎誨師ノ御方々モ見
ル様テ御坐リマスカ此敎誨師ト云フモノハ犯罪ト云フ傳染病人ノ御醫者サンデアルノデ御坐リマス此敎誨
師ノ爲サル所ノ説教ハ病根ヲ治療スル所ノ藥劑デアルカラシテ成ルヘク此犯罪人ト云フ傳染病者ノ爲ニハ
善ヒ醫者ヲ求メ良藥ヲ投ズルヤウニシテ貰ヒタイト思ヒマス、是レ迄ノ様ニ日曜休役ノ日ニ御定マリ儀式
同様總囚チ一堂ニ集メテ説教スルノデアツテハ恰モ之ハ病人ノ氣休メニ賣藥ヲ飲マセルト同「ヲ其利キ
目ハ決シテ無カラフト思ヒマス、此頃各監獄ノ敎誨師連カ都下ニ集ツテ其改良ノ「ヲ議ス「ヲ聞キマシタ
カ私ハ幸ヒサウ云フ機會ガアルナラバ充分協議シテ貰ヒタイト云フ「ヲ希望シマス
前ニ申シマシタ幼年囚トカ初期ノ犯罪者トカ云フ者ハ將來望ミノアルモノヲ充分掛ケル丈ノモノヲ掛ケテ
治療チ加ヘタイ、併ナカラ四徒ノ中ニハ將來望ミノ少ナイ者ガアル其レハ何デアルカ習慣罪トカ常業犯罪

トカ云ツタ善イテセウ、ツマリ犯罪ト云フモノチ一種ノ生活ニシテ居ルモノデ同「犯罪チ幾度モ幾度モ
牢カラ出ルト直グニ犯スノデアツテ此習慣犯罪常業犯罪トカ云フ罪惡ヲ屢々犯シテ生活ノ業トシ、サウシ
テ罰セラレテモ懲ル「「ノ無キモノハ是レハ所謂(いくじ)ノナイ懶惰ノ人民デ御坐リマス此ノ如キモノカ
甚ダ社會ノ有害物デアルト云フ「ハ之ハ論チ待タヌ話デ御坐リマス、ケレ「こんな、いくじノナイ懶惰ノ人
民ハ左程殺人トカ強盜トカ云フ危險ノ恐レノアルモノ「ヤアナイ、此ノ如キ囚徒ノ仲間ニ於テハドウセ身
体ガ穢レタ寄集リテ御坐リマスカラ之チ善イモノト離隔サイスレバ……之チ離隔スルニハ斯フ云フやくざ
ノ犯罪人ハ前ニ述ヘタル如キ……若シ止ムナクンバ……不完全ノ監獄ニ押込メテ置イテ唯ダ過ゲナイ様ニ
くい「押付ケテ仕事ヲ執ラセル様ニシテ……こんな奴ハ懶惰ノヤツデ仕事チスルコトチイヤガルカラス
「云フ者ハくい「仕事チサセテ人間ト云フモノハ働ラカナケレハ食ヘルモノデハナイト云フ習慣チ付ケ
ル「ガ必要デアル所ガ斯フ云フ犯罪者ハ外ノ國ニモ多イト思フ現ニ自耳義ハ御承知ノ通り歐羅巴中デハ監
獄ノ殆ント開山ト云フ位評判ノ善ヒ國デ私ガ近ク見タ所デハ自耳義ノ監獄程立派ナ監獄ハナイト見デ居
リマス其自耳義ノ司法省ニ於キマシテ習慣犯罪ノ「ヲ取調ベテ見タ其時ニ司法省ノ警保局長ガ此自耳義デ
千八百九十年……極ク近イ一昨々年監獄改良ノ法律案ノ國會ニ提出シマシタモノチ示シマシテ御坐リマス
其説明書チ見マシタ所ガ其説明ニ云ツテアルニハ「凡ソ犯罪チ一個ノ常業即チ生活ノ道ト爲ス者程社會ニ
有害ナルモノハアラス犯罪人ガアツテハ普通犯罪人ヨリモ久シク監獄ニ拘禁スルハ社會ノ必要ヨリ言
フモ止理公道ヨリ論スルモ甚ダ望マシキ「デアアル故ニ本案ニ於テハ已ニ刑法第五十六條ヲ以テ性質チ異ニ

スル犯罪ニ對シ裁判所ニ於テハ其刑ヲ加重シ得ルノ能力ヲ判官ニ附與セルノ規定ハ依然之ヲ存シ而シテ更ニ第五十五條及第五十條ノ兩條ヲ設ケ若シ職業的又習慣的ノ犯罪ニ係ル時ハ裁判官ハ法定上ノ義務トシテ其刑ヲ加重セサルヘカラス而シテ其加重ノ割合ハ其犯罪ニ當然依ルトナリタルナリ此ノ如ク此法律案ヲ以太利刑法、露西亞刑法草案、ベラジエー氏ヨリ元老院ニ提出セル佛國法律案並ニ英吉利法律案ト同ジク習慣的犯罪ノヲ取調ベテアル、其マデ習慣犯罪ニ付テハ我カ刑法ヲ改良シテ習慣犯罪人ハ出來得ル限リハ長クデモ牢ニ押込シテ置クヤウニシタイト云フヲ矢張研究シテ居ルノデ御座リマス、承リマスレハ司法省テ刑法改正ノ下調ベチシテ居ラル、様デ御座リマス、其レニ付テ私ハ其改良委員ニ向ツテち希望ノ考モ御座リマスガ矢張此習慣犯罪ヲ云フモノハ或ハ刑法上ニ於テモ或ハ其執行上ニ於テモ、コンナヤク、ざナ犯罪人丈ハやく、犯人相應ノ刑法ヲ當テ相應ノ執行テスルヤウニシタイト思フノデアリマス、其レカラ私ハ今度見マシタ中デ尤モ監獄改良ニ必要ト考ヘマシタノハ貧民救助院トカ出獄人保護會社トカテ御坐リマス、此貧民救助トカ出獄人保護會社トカ我邦ニ格別起ラスト云フノガ再犯者ノ多イ一ツノ原因ト云フヲ私ハ感シマシタ併ナカラ私ハ此ノ如キ會社ガ一時ノ流行熱ニ浮カサレテ起ラヌヤウニ希望シナケレハナラス、堅固ナル体格ヲ備ヘマシタモノカ各監獄處在地ニ一個宛位ハ必ス起ルヘキヲ希望致シマス、何ニモ保護會社ヲ云ツテ會社ト云フ名振クツ付ケルト大業ノ様デ御座リマスカ私ガ此保護會社ノ設立ヲ希望スルニ付テノ點ハ左程おつゝモノデハナイ極ク着實ノ目的ヲ達スルト云フニ止マリマス其保護會社ノ第一ノ仕事ハ保護囚徒ノ出獄シタ時ハ直チニ相當ノ職掌ヲ得セシメルヲ尤モ必要ダラウト思

フ、其レハ保護會社ガ世話ヲ任セクノカ必要デアル第二ハ囚徒ノ其レ仕覺エタノニ就テ仕事ノ口入チシタルンデス、ツマリ日ニ十五錢ナリ十錢ナリ取レルヤウニ仕事ノ口入チシタルヲカ必要デアル、所謂小人間居シテ不善チ爲スノ譯デ唯ダ手ブラデ置ク程危ブナイモノハナイカラ成ルベク出獄後ハ手チ空シクサセズニ直チニ仕事ニ有リ付カセルヲガ最モ肝要デアル、其レカラ第三ニハ確乎タル業務ニ就ク見込ガナイナラバ在監中ニ貯蓄シタル所ノ工錢ト云フモノヲ本人自ラニハ決シテ交付シナイ様ニシタイト思フ、是レマデ日本ニ立テ居ル保護會社モ御坐リマスガ此保護會社ハ貧民救助會社ノ如ク或ハ授産場ノ如キ組織デアツデ放免囚保護會社ヲ設ケルトハ最モ當チ失シテ居ルト考ヘル、何故カナラハ凡ソ監獄ニ於テ或ハ罪質ニ依リ或ハ年齢ニ依リ、或ハ犯數ニ依リ其レ區別シテ居ルノデアル之ハ何ノ爲ニ區別チスルカト云ヘバ戒化遷善ヲ成ルベクサセルト云フ考ヘカラデアル然ルニ之ヲ貧民救助院ノ如ク授産場ノ如キ組織ニシタナラバ監獄改良ノ目的ヲ達スルヲ出來ズ寧ロ此組織ノ保護會社ナラハ起ラヌ方ガ善イト考ヘル、此保護會社ヲ設立スルニハ監獄ニ最モ密着ナル所ノ引合ヒトナルモノデアツテ第一ガ監獄、第二ガ警察、第三ガ工業會社……是等ノモノヲ機關ト爲シテ互ニ氣脈ヲ通シテ保護チ盡スト云フヲガ實ニ必要ノコトデアラウト思フ例ヘバ何月ノ何日何ノ何某放免ニナルト云ヘバ監獄カラ保護會社ニ通知シテヤル、サウスルト保護會社ハ仕事ノ口入チシテ相談チシタル其口入ニ依リテ雇フ力雇ハヌガチ極メテ監獄ノ中デ貯メタ金ハ本人ニ渡サズニ引受人ノ方ニ其レチ廻ハシタルヲガ必要デ御座リマス、其レカラ保護會社ニ付テハ警察ト云フモノガ余程力ヲ盡サチバナラスモノデ工業會社ハ今ノ仕事ノ方ノ關係カラシテ最モ必要デアリマス、歐

羅巴アタリノ保護會社ヲ見テ見ルト其等ノモノヲ以テ機關トシテ互ニ氣脈ヲ通シテ餘程保護ノコトニ盡シテ居ルヤウニ思ヒマス即チ放免囚カアツタ時ハ其役人ガすてーしよんマデモ付イテ往ツテ切符迄モ買テヤツテ決シテ錢ヲ持タセナイサウ云フ細マカナコマデモ世話ヲシテ居ル有様デアル、御承知ノ通囚徒ト云フ者ハ長イ年月ノ間不自由ナ身デアツタモノデ一朝監獄ノ外ニ出マスレバ一杯ノ祝酒ヲ傾ケテ自ラ健康ヲ祝シ多年ノ憂苦ヲ慰ントスルノテ御坐リマス、其祝酒ガ一杯一杯又一杯テ遂ニ轉ジテ青樓半夜ノ春ノ夢デ永日ノ鬱勃チ散リヤウト云フ氣ニナリ易イモノテ御坐リマス其中ニ明石ノ島藏ト千太ノ出合ノヤウニ是レカラ一稼ギヤラウト云フノデ又惡業ヲ始ムル其興ノ盡キサルニ又再ビ罪ヲ犯サチバナラスト云フ極ニ陷ルノハ畢竟是ハ己レ自ラ情慾ニ負ケテ然ラシムルモノデアルカラソナヤツハ仕方ガナイト云フモノ、實ニ之ハ保護ノ實ノ不行届ト云フモノデアツテ社會ニ於テモ其罪ヲ免カレ難イモノト思ヒマス

保護會社設立ノコト云フモノハ右ニ述ヘマシタ如ク必要缺クヘカラサルモノデアツテ之ヲ重分ニ致シマシタナラバ幾分力再犯者ノ多クナルト云フコトノ防キニモナルダラウト思フノデ御坐リマス、實ニ久シイ間獄裡ニアツテ、出テモ顔出シモナランシ、澤山ノ金ハナシ、マア濕レタ身体ダカラ再ビヌレト云フヤウナ考カラシテ再ヒ罪ヲ犯スト云フヤウナコトニナリマス折角監獄デ其レ其苦メテ金ヲ掛ケテサウシテ滿期ニナツタ様ナモノデアリマスレバ又再ビ過去ノ通りニ戻リテ來ヌヤウニシタイト思フノデ御坐リマス、此事ハ白耳義デ法律ノ改正チ國會ニ提出シマシテ其末項ニ保護會社ノコトガ云ツテアリマス即チ「凡ソ刑法及監獄制度ノ改良問題現ハル毎ニ世人ノ注意ヲ喚起スヘキモノハ彼出獄者保護ノ事業是レナリ、政府ニシ

テ如何ニ再犯者鎮壓ノ方法ニ苦慮スルモ保護事業ニシテ完全ナラスンバ決シテ實蹟ヲ現ハス能ハズ希クハ保護事業ニ時ト勞トヲ儻マレサル忠實ノ士此法律ヲシテ正法良制ノ實ヲ表ハレシメラレンコト希望ニ堪ヘサルナリ」云々ト云フコトガ説明書ニ書イテアルノデ御坐リマス如何ニ法律ヲ改良シテ此再犯豫防ノ法ヲ設ケテモ保護會社ニシテ充分ニ行届カチバ其實ノ現ハル、コト出來ヌコトハ何處モ同様ノコトデ御坐リマス、是レマテモ保護會社ノ設立シテアル所モアリマスガ、マダ中々之ヲ監獄ノ數ニ比シテ見マスレバ四分ノ一モ出來テ居ラスノデ御坐リマス、何モ會社坏ト云ツタ所ガ左程仰山ノ仕掛ケニスルニハ及バス話デアル何會社ト云ヘバ社長モ幹事モ置カチバナラヌ、開業式ニ紅提灯モツルサチバナラストガ何ニモソナ事ニハ及バナイ前ニ述ベタ如ク出獄シテ一分間ノ暇モナク相當ノ居場所ヲ得セシメ其レカラ其人ノ出來得ル仕事ニ應ジテ其口入レチシテヤル又其職業ニ見認ガナイナラバ容易ニ入獄中ニ貯ヘタ所ノ金杯ハ出シテヤラント云フ位ノコト善イノデ御坐リマス其レカラ先キハ保護會社ノ機關トナル監獄警察工業會社トカ云フモノデ規則ヲ立デ、ヤツテ往ク次テ御坐リマス其手續ノ細カナコトハ少シハ調ヘテ居リマスカ今日ノ御方々ハ大半御存ノコト存シマスカラ細カナコトハ申上ケマセヌ

其レカラ此日本ノ囚徒ノ仕事ノコトデ有マス私カ内務省ニ居リマシタ時ニ各府縣カラドウ云フ仕事ヲ許シテヤラセ、ドウ云フ仕事ハ許サスカト云フコト各府縣下ノ知事ヨリ内務大臣ニ伺ヒ出デ居ツタ様ニ記憶シテ居リマス、私ガ此囚徒ノ事業ノ點ニ付テ意見ヲ申セバ是レニモ議論ガ多イ、或ハ役所デ使フ用紙ヲ刷ラセルトカ或ハ巡查看守ノ靴ヲ縫ハセルトカ衣服ヲ造ラセルトカ云フコト官業デナケレバナラスト云フシ、又

云フニ其レテハ民業ヲ害スルモノテアルカラツツイハイクナイ、又云フニ囚徒ノ事業ハ事業ノ利益アラソヨリハ成ルベク身体ヲ労働スル事業ヲヤラセルガ善イトカ云ヒ又御承知ノ通り古ヘハ事業ヲサセルニ付テ經濟ニハ格別注意シナカツタ即チ労働ヲ澤山ニサセル爲ニ不生産的ノ力即チ空車チ廻ストカ鐵丸チ轉バストカ云フ不生産ノ仕事……是ハ仕事トハ云ハレマセヌガ、コウ云フ様ナ仕事ヲヤラセテ居ツタノ御座リマス、併シ歐羅巴邊リテハ近來事業ノ力ハ國民ノ資本デアルト云フ道理ヲ唱ヘルヤウニナツタカラシデ事業ト云フモノハ一個人ト國家ト社會ト此三ツノモノニ利益アル所ノ事業即チ生産的ノ仕事デナケレバナラスト云フヲ近來認ムル様ニナツタデアリマス而シテ囚徒ノ事業カラ生ズル所ノ利益ハ誰レガ之ヲ受ケルカト申シマスレハ第一ニハ監獄費ノ幾分ヲ償フテ國家チ益スルシ第二ニハ囚人ガ放免サレタ後ニ生活スル所ノ資本チ助クル所ノモノデアルカラ即チ吾人チ益スルシ第三ニハ無職、無賴、漢デ仕事ヲセテバ社會ノ害デアル、サウ云フ奴ガ仕事ヲ仕慣レテ獄事ノ資本チ増スト云フ即チ我々ノ共同生存スル社會ノ利益ニナルノ御座リマスカラノ仕事ト云フモノハ生産的ノ仕事デナケレバナラスト云フコトハ之ハ今更申スマデモナイコデアリマス今日日本デ執テ居リマス所ノ方法即チ官ノ仕事トカ及民間ノ受負仕事トカ云フ事ハ是ハ私ハ尤モ適當ノ業デアラウト思フ、マタ中ニハ工業ニ資本チ掛ケテ物品チ製作シテ之ヲ市場ニ販賣スル杯ト云フヤウナガ跡チ絶ツタトハ云ハレマイト思フ、之ハ甚ダ不當ノコト御座リマス故ニ私ハ官、工、事、及、受、負、作、業、ニ、ハ、刑、ノ、執、行、ノ、目、的、ニ、反、セ、ヌ、事、即、チ、危、險、ノ、コ、ト、カ、或、ハ、健、康、チ、害、ス、ル、ト、カ、云、フ、事、柄、チ、除、イ、タ、外、ナ、ラ、ハ、何、業、ニ、限、ラ、ス、之、チ、爲、サ、シ、テ、成、ル、ヘ、ク、作、業、ノ、道、チ、廣、ク、シ、テ、吾、人、チ、益、シ、國、家、チ、益、シ、及、社、會、ノ、益、ノ、アル、ヤ、ウ、

ニヤツテ往キタイト云フ考デ御座リマスカラ此作業ノコトハ官ノ事業及受負事業ガ最モ適當デアリマス約メテ申セバ監獄ノ目的ニ反セサルヤウニシテ成ル丈廣クシタ方が宜イノ御坐リマス

監獄ノ改良チ計リマスニハ先刻述ヘタ御方モアツタ通り其大要一ニシテ足ラス或ハ此有形ニ屬スルモノモアレバ無形ニ屬スルモノモアリ金ノ入ルコトモアレバ改良シテ却テ金ノ入ラス……金チ減ジ得ラル、ト云フコトモ中ニハアルコト私ハ認メル、實ニ今日監獄ノ爲ニ改良チ加フベキ事柄ト云ノモノハ我々ノ眼ノ前ニマデ已ニ押シ掛ケ押シ寄セテ居ルノ御坐リマス斯クマデ改良チ要スル事柄ニシテ押シ掛ケテ居ルノニ之ニ應セスト云フ理ハ決シテ無カラウト思フ

監獄ノ改良チ計リマスニハ是レガ主タル原因トナルモノハ實ニ監獄費支出方法デ御坐リマス此費用ト云フモノハ實ニ監獄ノ改良チ助ケ或ハ妨ケマス所ノ一大原因トナツテ居ルノ御坐リマス私ハ此監獄チ改良シタイト云フノガ主タル目的デ其レカラ改良スルニ付テハ其金ハ國庫支辨ニスルガ宜シイカ地方經濟ニ任カセルカ宜シイカト云フコトハ是レハ一ノ方法デアル、改良チ以テ目的トシ、經費チ以テ方法ト致シマス其レデ私ハ絶對的ニ國庫支辨デナケレバナラストマデハ云ハヌガツマリ監獄チ改良スルコトガ目的デアルカラシテ監獄ノ改良ノ目的サヘ達スルナラバ私ハ經費ノ支出ハ國庫デアレ地方稅デアレドナラデモ構ハナイ、併ナガラ是レマデノ有様即チ既往ニ徴シ現在ニ照シテ將來チ推シテ見マスレバ連モ此地方經濟チ以テ監獄ノ改良チ圖ルト云フコトハ六ツカシイト思フ、ノ御坐リマス、是レハ十年以上行ツテ來タ所ノ事實ガ之チ證據立テルノデ之チ無理ニコソ附ケテ出來ストハ決シテ云ハヌ十年間行ツテ地方ノ事情チ事實證據立テ得ルノデ

アル、費用ハドチラデモ目的ヲ達スレバ構ハヌケレバ地方經濟ニシテ置テハ監獄改良ノ目的ヲ達スルヲハムツカシイ、即チ一地方ノ狭イ區域ノ經濟ヲ以テスルヨリモ廣イ全國ノ經濟ヲ以テシタ方が大變改良ヲスルニ付テ都合ノ宜シイヲデアルノデ御坐リマス、實際カラ云フテモ道理カラ云フテモ極ク都合ノ宜シイ話デアル、然ルチ私ハ洋行ノ留守中デアリマシタガ議會ノ速記録ニ依テ見マスレバ格別充分ナル理由ヲモ見出サズシテ議會ニ於テハ一邊ニ廢棄シタサウデアリマスカ私ハ議會ノ爲ニ甚ダ之ヲ惜シミマスノデアリマス政府カ國會ヲ解散シマシタ理由モ該案否決ガ解散ノ一源因ト聞テ居リマス、而シテ政府ハ又來ル五月ニ開ク所ノ議會ニハ再ヒ該案ヲ提出スルニ決シテ躊躇シナイ否ヲ躊躇シナイノミナラズ政府ハ之ヲ提出セネバナラヌ義務カアルト云フヲ私ハ信ズル、議會ハ我々ヲシテ再ヒ此真正ナル法案ノ爲ニ痛ク惜マル、ガ如キ議決ヲ爲ズデアリマセウカ、私ハ切ニ希望シマス其然ラザルコトヲ、私ハ信シマス議會ガ私等ヲシテ再ヒ此痛惜セシムルガ如キ議決ノナイデアラウト云フコトヲ、實ハモウ少シ話ス積リデ御坐リマシタガ段々諸君ノ話サレタコトヲ繰リ返シテ云フニモ及バヌカラ先ツ此位デ止メテ置キマス

●監獄改良策

東京

中 洲 生

監獄ハ果シテ何物ゾ我カ同胞ノ貴重ナル身命ヲ繫委スル所ニシテ然カモ多額ノ費用ヲ要シ人身保護ニ國家經濟ニ其關係チ有スル極メテ重大ナルモノナリトス、夫レ在監人ノ檢束當チ得シテ苛酷ニ失セシカ管ニ

本人ノ不幸ナルノミナラス人身保護ノ道理ニ背ク又檢束寬縱ニ流レンカ逃走者多キヲ出ス逃走者多キハ刑罰ノ威力ヲ薄弱ナラシムルノミナラス爲メニ良民ニ災害ヲ蒙ラシムルコト掛シトセス此ノ如クハ監獄ノ監獄タル所以ヲ失ス加之監獄ノ良否ハ條約改正ニ大關係チ有ス之カ改良ハ最モ急務ニ屬シ決シテ忽諸ニ附シ難キナリ豈對岸ノ火事視シテ可ナランヤ

世人監獄ヲ目スルニ舊時ノ牢屋ヲ以テシ之ヲ度外ニ措キテ顧ミス其改良ノ如キモノニ官府ニ放任ス思ハサルノ甚ダシキモノト云ハシ近來監獄ノ事稍世人ノ注意ヲ喚起シ監獄改良テウハハ世間ノ流行物ナルカ如キ傾向ヲ生スルニ至リシモ依然其改良チ官府ニ求メ徒ニ監獄改良ト叫號スルノミニテ深切ニ其方法順序等ヲ論究スル者ナク一ニ官府ノ爲スニ放任スルモノ、如シ何ソ冷淡ナルノ甚ダシキ其レ此ノ如クナル然リ而シテ官府ニ於テハ監獄ノ改良セサルヘカヲサルチ是認シ銳意之力釐革補正ヲ圖リテ怠ラス已ニ一昨年ハ獄務ニ熟達堪能ナル普國人チ遠ク獨逸國ヨリ傭聘シ監獄官練習所チ東京集治監内ニ開設シテ之カ教師ニ充テテ我カ監獄官ノ練習チ爲サシメ或ハ府縣監獄若クハ集治監チ巡視セシメ實地ニ就キテ獄務ノ整否ヲ調査セシムル等改良チ促スノ手段ハ一トシテ施サ、ルハナシ努メタリト謂ツヘシ故チ以テ着々改良ノ緒ニ就キ又昔日ノ牢屋臭味ナク殆ント別天地ナルカ如キニ至レリ然レモ改良チ了シテ完全ノ域ニ就キタリトハ云ヒ難ク尙ホ改良チ要スルヲ掛カラスシテ前途益々多事ナルヘキヤ疑ナシ今日ハ是レ官民共ニ獄事ノ改良チ等閑視スヘキ時ナラス官民共ニ改良ノ責チ負擔シ措畫宜シキヲ得ルノ方法順序ヲ講究シ以テ完全ノ域ニ達セシムルノ注意ナカルヘカラス然ラサレハ官ノ一手ニテ如何ホト改良進歩チ企畫スルモ局外即チ民間ニ於テ冷

淡ナルハ勢興望ニ副ハサルヲ得ス爲メニ改良進歩ヲ遲滯沮碍セシムルノミナラス同胞人ノ境遇如何ヲ願ミサルハ甚タ不深切ニシテ自ラ人權ヲ輕ンシ又國家ノ經濟ヲ等閑視スル者タルノ譏ヲ免レサルヘシ願ミテ歐米各國監獄ノ沿革ヲ按スルニ其今日ノ如キ發達進歩ヲ致シ尙ホ改良釐革ヲ圖リテ止マサル所以ノモノハ獨リ文物制度ノ進歩ニ伴ヒ時勢ノ然ラシムルニ因ルノミナラス抑々亦官民共ニ獄事ノ改良ヲ是認シ輿論ノ其改良進歩ヲ促シタルノ結果其重ナル原因タラスンハアラス由此觀之局外者ノ刺撃ハ能ク事物ノ完成ヲ期シ得ルモノタルヲ證シ得ヘシ又出獄人保護事業ト感化院ト監獄トハ三鼎足ノ關係ナリ共ニ相離ルヘカラサルモノトス而シテ保護事業ト感化院ノ設立トハ民間有志家若クハ慈善家ノ共同發起ニ就ルヘキモノナリ若シ保護事業并感化院ニシテ設立セス監獄獨リ特立スルハ如何ニ矯正感化ノ手段ヲ施シテ其實功ヲ奏セントスルモ得テ其完成ヲ期シ難シ故ニ監獄ノ改良發達ヲ圖ルニハ直接ニ又間接ニ官民相共同シテ以テ其責ヲ負擔スルヲ第一ノ要件ト爲サハルヲ得サルナリ

夫レ然リ而シテ出獄人保護事業ナル保護會社并ニ不良少年ヲ矯正スヘキ所ナル感化院ハ全國ニ幾何カアル實ニ寥寥々曉天ノ星ノ如シ是レ世人ノ監獄事業ニ冷淡ナル一證ト爲スモ不可ナカルヘシ彼ノ再犯者ヲ防制シ以テ監獄ニ於ケル懲感化ノ目的ヲ達シ延ヒテ監獄費ノ減少ヲ圖ルニハ出獄人保護會社若クハ感化院ヲ設立スルヨリ善キハナシ夫レ監獄ハ猶ホ病院ノ如シ疾病ヲ治癒スル固ヨリ病院ノ職分ナリ然レモ疾病治癒シ出院後攝生ヲ怠リ再ヒ入院スル者アルハ決シテ病院ノ與リ知ル所ニアラス監獄ニ於ケルモ亦然リ、監獄ハ犯罪ヲウ一種ノ惡病ヲ治療シ其快復ヲ圖ル固ヨリ其職分ナリト雖適ク快復出獄スル者アリテ出獄後生計ノ

方法ヲ得ス即チ攝生ノ道ヲ得スシテ前病再發シ再タヒ入院否入監セサルヘカラサルノ悲境ニ陷ルハ監獄ノ干與スヘキ所ニアラス於是乎出獄後攝生ノ道即チ生計ノ方法ヲ得セシムルノ必要ヲ感ス乃チ知ル出獄人保護會社ハ出獄後生計ノ方法ヲ得セシムル所ニシテ監獄ト離ルヘカラサルモノタルコトヲ、然ルニ世人口ヲ開ケハ再犯者多キヲ一ニ監獄ノ不整理ニ歸ス不整理不規律ハ固ヨリ免レサル所又其批判ハ辞スルコト能ハサル所ナルヘシナレモ本邦ニハ保護會社ニ感化院ニ其設備全カラス機關全カラスシテ一ニ監獄ヲ責ム酷ナリト云ハサルヲ得ス、民間有志家ヨ徒ニ監獄ノ不整理ノミヲ責メスシテ民業ニ屬スル出獄人保護會社并感化院ノ設立ヲ等閑ニ附スヘカラス此等ノ設立ハ監獄ノ改良ニ伴フヘキモノニシテ監獄ノ改良ヲ企圖スル今日ニ當テハ緊急要件タルヲ記憶スヘシ

又監獄ノ改良ハ必スシモ多額ノ費用ヲ要スルコトノミナラス改良ト云ヘハ監房ヲ美麗ニシテ食物ヲ良厚ニシ費用ニ拘ハラス一ニ囚人ヲ優遇寛待スルコトト誤認スル等甚タシキ妄想ヲ抱ク向ナキニシモアラス誤謬モ亦甚タシト云フヘシ抑々行刑ノ要義ハ至正至嚴ナ旨トシ囚人ヲシテ整然タル規律肅然タル號令ノ下ニ動作セシメ秋毫モ自己ノ意思ニ由テ運動セシムルコト能ハサラシメ又獄則ニ背カハ一步モ假借スルヲナク嚴ニ之ヲ責罰セシ若シ賞スヘキノ行狀ノレハ之ヲ賞シテ信賞必罰ノ實ヲ明カニシ以テ懲感感化ノ實効ヲ舉クルニアリ而シテ囚人ヲシテ刑ノ恐ルヘク監獄ノ痛苦多クシテ厭忌スヘキモノタルコトヲ感得セシムルハ實ニ行刑法ノ如何ニ在テ存ス今日行刑ノ實際ハ未タ此ノ如クナルコト能ハサル憾アリ監獄ノ改良ハ先ツ至正至嚴ノ行刑ヲ爲スニアリ寛待優遇ノ害アル猶ホ牴牾ノ愛ニ於ケルカコトシ是亦監獄ノ改良ヲ行フ上ニ就テ

ハ最モ注意ヲ要スヘキ一要素ナリトス
 又退テ考フルニ監獄ハ國法ニ依テ處分セラレタル刑ノ執行ヲ爲ス所ナリ之ヲ換言セハ刑法ニ依テ成立スル所ノモノトアレハ刑法ニ於ケルカ如ク性質上一地方若クハ一局部ノ料理ニ委スヘキモノナラス隨テ在監人ノ處遇ハ刑法ノ統一ヲ要スルカ如ク全國均一ニ出サルヘカヲサルモノタルハ論ヲ俟タス然ルニ今日ノ實際ヲ顧ルニ監獄費ハ地方税ニシテ一地方ノ料理ニ委セリ各地ノ狀況ト財政上ノ如何トニ依リ大ニ斟酌ヲ要ス爲メニ掣肘ヲ受ケ勢各府縣區々ニ出ルノ扱ナキ能ハス甚タ行刑ノ眞義ヲ紊レリ蓋シ監獄費ヲ一地方ノ支出ニ委シタル結果ニシテ遺憾ナカラ如何トモ致方ナシ今日ノ組織ニノ全國ノ統一ヲ期セントスル得テ望ムヘカラス然レ此儘ニ止ムヘキニアラス必ス改良方法ヲ講セサルヘカラス然ラハ則チ如何セハ可ナル先ツ府縣監獄費ヲ國庫支辨ニ移シテ一地方ノ事情爲メニ掣肘セラル、障礙ヲ除カサルヘカラス而シテ府縣監獄費ヲ國庫支辨ニ移セハトテ決シテ筋違ヒノコト、爲サ、ルナリ寧ロ性質上又事理上當然ノ處分ニシテ經濟上ヨリ論スルモ損スル處ナクシテ冗費ヲ省キ得ルノ利益アリ又之カ爲メニ地方自治ノ消長ニ關スル事ナクシテ民力休養ノ一端トナルヲ得論シテ此ニ至ラハ監獄ノ改良ハ官民相共ニ之ニ注意シ又府縣監獄費ヲ國庫支辨ニ移シ益々行刑ノ方法ヲ改正スルニアルヲ識認シ得ヘシ監獄改良論ノ稍世間ニ傳延スルヲ以テ默々ニ附スル能ハス聊カ處感ヲ書ス大方諸彦以テ如何トス高示ヲ垂レラルレハ幸甚

批評

●破法窟主人の批評を讀む

松尾 音治郎

監獄學雜誌第十一號(第三卷)を閲するに。其批評欄内に於て。教誨叢書第五輯に對する批評を掲載せられたり。之を一讀するに。其批評誠に中れり。而して余輩の不敏を啓發するに親切なる。其情紙上に溢然たり。余輩豈深く肝銘せずして可ならんや。『本輯は餘りの出來よろしからざる方なり』との一言。尤も先づ余輩が心を得たり。何分にも事創始に屬し。思ふ程の半も物に出來ず。遺憾これに若くものなし。爾來は一層の注意と熱心とを加ふる心算なり。第六輯。第七輯は。少しよろしき方かと考へ居れり。一讀の勞を乞ふ。

留岡氏の讀書論は教誨としては。如何にも適當なりと謂ひ難し。之を此處に登載したるは。編者の不注意と云はんか。北海道集治監の教誨は凡て皆此の如きものなりとは。ゆめ速断し給ふべからず。其實證はおい／＼分明なるべし。口舌のよく辨すべきにあらず。之を要するに主人の批評は一々中れり。余輩も低頭して其示教に従はんと欲す。トハイ一言主人に呈したることあり。

「教誨師諸氏は凡て熱心なる基督信徒ならば、、、、予輩何故に諸氏が淡泊に之を明言せられざりしやを怪まざるを得ず」

と又曰く。

「蓋し諸氏は之に依て其度量の廣さを示されんどの。ホリショーにはあるべけれど是大に余輩の賛成す

る能はざる所にして予輩は寧ろ諸氏の不談泊否な其信する處の道に對する不信切なるを責めざるを得ざるなり敢て再考を望む云々

この數言則ち是なり。此點に於ては事稍緊要に亘るものありて、余輩の愚見も亦こゝに存するものあれば。聊か左に之を開陳せんと欲す。

まづ此に囑解を要したき四點あり。言迂腐に似たりと雖ども。言はずば分らず。

第一宗教の大歸着は人をして人たらしむるにあり。故に道德教と其歸着を同ふす（論證は省く）其異なる處は。道德は克己復禮。所謂自力のみに頼りて。以て人たらしむるにあるも。宗教は自力の薄弱なるを感じて（勿論出來得べき丈け自力を磨くも）神明の佑助を蒙り以て此人道を踏み盡さんとするに
あるなり。

第二、かかるがゆへに人の宗教を信する所以は自家の心法を養ふ所以たるなり。決して之を以て我職業となすべき爲めにあらず。去りながら。分業の法止むを得ずして一寺の住職となるか。又は一會の牧師となるに於ては。これ専門の宗教家なればこゝに初めて宗教に衣食して可なり。左もなき限りは。決して宗教に衣食すべきにあらず。もしこれあらば是宗教の賊なり。

第三さて余輩は教誨師として監獄に從事する者なるが。已に教誨師たる以上には教誨其物を以て大目的となすなり。大主眼となすなり。以て誠忠を抽んせんと欲す。他に何の目的もあるとなし。宗教の消長何んぞ關する所ならんや。而して其宗教を信する所以のものは。唯我心法を養はんが爲めに外ならず。

或は基督を信するも。或は佛陀を信するも。國法の許す限りは。自由なり。權利なり。何に恐るべきあるべき。誰れ憚るとのあるべき。

第四、然るに此に一般の謬見ども謂つべきは。宗教を信する者が教誨師となれば直ちに其所信の宗派擴張のため、に職に就けるものなりとなすの一點なり。何等の妄見ぞや。而してこれ當に世間より見てシカ思ふのみならず。教誨師自からもシカ思ふもあらん。某々の監獄は何派の僧侶なり。某々の監獄は何派の僧侶なりとて隱に相嫉み相驕ることをなす。そも亦何んと云ふとぞや。余輩はこゝに斷言すべし。余輩が基督を信する所以は。我心法を養はんが爲めなり。之れに衣食して其宗派を廣めんが爲めにあらず。されば余輩の教誨師となれるは。則ち教誨せんが爲めにして。勿論宗派擴張のためにあらずるなりと。人或は其所信の宗教に對して不信切なるやを責むるも。是然らず。そは我宗教の本旨こゝにあればなり。宗教は人間の爲めの宗教なり。宗教のための人間にあらず。人間は主なり。宗教は客なり。然るに世に此點を混亂して宗教のために宗教を説くに到るものあるは。主客を顛倒するものと謂つべし。余輩の決して取らざる所なり。

以上の四點にして明白ならば。主人が「何故に諸氏が談泊に之を明言せられざりしやを怪まざるを得ず」どの怪みも。其跟を絶つに到るべし。そは明言するの要なく。又明言するまでもなければなり。且又「諸氏は之に依て其度量の廣さを示されんどのポリシーにはあるべけれど云々」ポリシーの一言予輩の甚取らざる所なり。至誠一徹倒れて止まんのみ。天高ふして地は濶し。何んぞ威々焉として私智私策をこれ須ぬん

や。術策は浮世名聞場裡の魔物のみ。教誨てふ神聖壇上にはさるものなし。もし他にこれあるとあらんも。北海道集治監の教誨にはこれあらざるなり。余輩藏法窟主人の何人なるを知らずと雖ども。其批評せらるゝ處を見るに。決して世間普通の輕薄口とは覺へざるなり。故に余輩も亦腹心を開いて其厚意に應ふるに此の如しといふ。

海外通信

近世英米の間に監獄改良家として吾人の記憶する名をワインス氏とす、氏既に逝けり之に次て米國に監獄改良家として獻身の働を取らるゝヘラウン氏なり、氏は北米聯邦監獄協會の書記たり、又紐育監獄協會の書記たり、以て斯道のために勞せらるゝと予の常に敬服する處、實に予は氏の知を得てより殆んど九十年此の間屢は書を寄せ予をしりて斯道の困難に打勝たしむるために盡されし友誼

は予の満足して公衆に告ぐる處なり、今や氏は又左の一信を與へられたり、事直接に監獄問題にあらすど雖ども之れに聯結する慈惠事業のためには早晩吾が國にも亦此等の事業を興すの日あつて愈々監獄改良の運動を助くる事あるべしと左に其文を譯出す

劍路 原 胤 昭

一千八百九拾二年(明治廿五年)五月二十七日

愛友原胤昭君足下

足下嘗て基督の名のために慈善事業を經營せし事ありたらんには足下は必らず鍊達せる働き人を得るの

院等凡て彼らの奉務を必要とする場所へは悉く携へ行くなり、

困難を感せし事多かりしならん、鍊達せる働き人は天賦の才力の上に實際事業上の修鍊を加へ且つ其の終生を神に獻けたる男女を云ふなり、吾等も彼の不羈制し難き兒童を修鍊せんために「クイーター」に於て「バルン・ハム」自營農作場を創設するにあたり、痛く前記の困難に遭遇せり、假りに基督を信する男女を得るとありとするも彼らは實際の細事に通達せざるなり、則ち吾らが缺乏を感せしは單に基督教を信する監理人、樞姆等に止まらず、實に基督教主義の教師、作事頭、園丁、農夫、洗濯夫、料理人等なりし、一言を以て言へば凡て細目に亘りて獻身的の働き人を缺きたるなり、

歐洲中の慈善事業中彼の「日耳曼」「ハムボルク」府に程近き「ホルン」に於ける「ラウヒ、ハウス」の如きは彼の修鍊ある人々にして墮落、爲すなき輩を矯正せんがために一身を神に獻げなば果して如何なる結果を奏し得べきやを顯はせり、彼の内國傳道會の如きは實に「ラウヒ、ハウス」の事業より出でたるものなり彼の傳道會は會友一千二百以上に達し「日耳曼」境土内は言ふに及ばず境土外にも散布し各自其の注入せられたる主義を感化院、監獄病院、仁惠院、孤兒

何故に吾人は同一の事業を此の處に試みざるや茲に此の經驗を試むに好場處「バルン・ハム」自營農作場あり、而して此の土に於ける獻身者の數決して一步を日耳曼に譲らざるなり、今や「彼れの名の爲め」修鍊の生涯に入れどこの呼び聲あり、青年に向つて發せられたり、其地位や現世の標準より論すれば大とするに足らず其業や困難に且つ其時間や長久に而して食事の外實際取得金とては非ざるなり、然るに忽ちにして應募者顯はれ、一千八百九十年一月一日四個の青年は彼の「クイーター」自營農作場に趨く兒童を匡救せんかために一の會を組織し爾後會友は當時の二倍以上に達せり、

此の會は名を「ナルダー、チブ、シントクリストフア」と稱し、會長一人、及び確實にして經驗ある五人の基督教徒より成り立てる協賛會、と數人の會員を以て成り立てる總會とを以て組織せらるゝ其目的は本會を代表し且つ其の事業を説明し得んは爲めに「ニユーヨーク」及び「ニウイングランド」各洲を始め人口五百以上を有する各都會に少なくも一個の代表人

海外通信

を要するなり、(以下會の方法を詳く云ふ中略)
足下の名は本會の事業を賛同する望ある者として吾人に知認せられたれは今も足下の名を基督教主義事業のためなる吾が總會名簿に加へて差支なきや如何ん、

本會に會友たらんとするものは、其の職業又は宗派に論なし、彼らが已でに一職業を修得したると及び勞働の慣習あると等は甚だ望まじき事なり、何となれば彼らは一度は必ず日々の作業に服すべきものなればなり、彼らは或は經理者、或は教師、或は家政擔任者、或は料理人、或は洗濯人、或は園丁、或は農夫として訓練せらるゝなるも其の本會事業の爲めにするの目的は皆な相同じ、終生を本事業の爲めにするの期望を告白したる後試験の期時あり六ヶ月とす、此の後從順なるべきと及び三年間本會の事業中質素なる生活を爲すと云ふ宣誓を行ふ、三年期の後會友は自由會友となり各自爲す所に從つて各會に行き又は他の三年に向つて新に宣誓を爲し本會の指揮に從つて各地に派出せらるゝを得、彼れら何れに行くも終生の間本會の主義を導奉するとを宣誓すべきものとす、

統計

●明治廿五年五月々末
全國在監人員表

警視廳				府縣				道			
東京小笠原集				未詳				北			
三、四八五				七、八五				空			
全上				全上				分			
三三三				三三三				分			
七				七				分			
全上				全上				分			
八〇五				八〇五				分			

吾人は以上の計畫につき足下の賛同を得且つ足下の能ふべき手段を以て之を補助せらるゝならんと思ふ
足下の信實なる
會長 ダブリユー、エム、エム、ラウンド

統計

京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	富山
一、八八〇	二、三三三	一、七二一	二、五九六	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
二、二二五	六、六三三	二、二二七	一、九三〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一、三三	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六
一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八
一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八
一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八
一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八
一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八
一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八

統計

合	假	監	治	集	沖	鹿	宮
計	留	三	宮	東	總	兒	崎
計	監	池	城	京	島	島	崎
六二、四九三	二、三〇〇	一、六二七	六〇七	一、一四一	未詳	四八三	五七一
八、九七六					未詳	一八七	二二〇
二六〇					未詳		一
一、〇七〇					未詳	一九	三
三七八					未詳	四	三
七、三八三					未詳	六九三	六九八

廿五年度看守押丁人員并月俸平均表

府	縣	看守人員	月俸平均	押丁人員	月俸平均
東京	府	二九三人	八、二五〇	三二一人	六、四五〇
京都	府	一一三	七、二〇〇	一九一	八、八〇〇
大阪	府	四〇四	七、七五〇	一一五	六、〇八〇
神奈川	府	一七三	七、八六一	八七	六、六八八
兵庫	府	二五三	七、八五〇	四九	五、〇〇〇
長崎	府	六八	七、五〇〇	一〇〇	六、〇八〇
新潟	府	一〇四	八、〇〇〇	八三	六、九七二
新潟	府	一〇四	八、〇〇〇	八三	七、〇〇〇

群馬	八二	八〇〇〇	二二三	五、八〇〇
千葉	七三	七、五〇〇	一一〇	六、〇〇〇
茨城	九四	七、五〇〇	一四一	五、九八八
栃木	五八	八、〇〇〇	八七	六、〇〇〇
奈良	四七	七、五〇〇	七〇	五、五〇〇
三重	一〇七	七、七〇〇	一六〇	五、七〇〇
愛知	一五一	七、二〇〇	二一九	六、〇八〇
靜岡	一七	七、五〇一	七八	五、四七二
滋賀	五〇	八、〇〇〇	五〇	六、〇八〇
岐阜	一五〇	七、五〇〇	九三	六、〇〇〇
長野	九四	七、五〇〇	六五	五、七七六
富山	一三七	八、二〇〇	九一	六、六八八
石川	七五	七、五〇〇	五〇	五、四七二
福井	八〇	八、五〇〇	九六	五、二〇〇
山形	三七	八、〇〇〇	五五	六、〇八〇
秋田	四六	八、五〇〇	五七	五、二五〇
青森	四八	七、五〇〇	七二	五、〇〇〇
岩手	三六	八、〇〇〇	五四	五、〇〇〇
福石	四九	七、二〇〇	五〇	六、〇八〇
富山	二六	七、五〇〇	五四	五、一六八

寄書

監獄ニ於ケル紀律ト健康ノ關係ト題スル一説ヲ讀ム

痴山生稿

本誌第三卷第九號雜報欄内ニ於テ監獄ニ於ケル紀律ト健康ノ關係ト題スル一説ヲ見ルニ近來或ル二三監獄ノ病囚死亡囚ノ數増加セシヲ以テ或人ハ之ヲ紀律ノ嚴格ニ起因ストナセリト尤モ之レカ爲ニ縲々其容易ニ信用スベカラザルヲ説述シアリシトハ雖モ苟クモ斯ル説ヲナスモノアルハ甚ダ怪シカルヲナレバ一言以テ其迷想ヲ覺破セントス

抑モ人身ノ健康殊ニ囚徒ノ健康ニ關ハリ加之統計上ノ細精ナル調査ヲ要スベキ事項タル本件ノ如キハ頗ル重要ノ問題ニシテ其起因ヲ發見スルハ決シテ易々タルヲニアラズ其遠因ト近因トハ勿論先ヅ其監獄所在地方一般ノ病者死亡者ノ統計上比較ヨリ氣候ノ如何各囚衣食住ノ變化如何ニ至ル迄詳悉之ヲ探討セズンバ眞ノ斷定ハ得テ望ムヘカラズ紀律ノ嚴格ハ實際

寄書

一押丁ニシテ日給ノ者ハ月給ニ換算ス

島根	島山	岡島	廣島	山口	和歌山	德島	香川	媛愛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒	沖繩	總計
六〇	七六	一一三	一一三	七三	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
六九	一一四	一八五	一八五	一〇六	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二	五、四七二

多少其健康ニ影響ヲ與フベクレ其影響タルヤ至微
至少殆ンド見ルベカラザルモノナラズンバアラズ何
爲フ病者死亡者ノ數ヲ増加スルカ如キ著大ナルモノ
ナルヲ得ンヤ何ントナレバ從來ノ紀律寛ナリト云
フト雖モ固ヨリ獄則ノ規定ヲ脱スルモノニ非レバ所
謂今ノ紀律ノ嚴格ニ比シテ相距ル實ニ數歩ノミ若シ
夫レ衣食ノ度ヲ減省シ或ハ居室ノ乾濕汚潔處ヲ異ニ
スルカ如クハ健康上其影響ノ大ナルベキハ無論ナリ
ト雖モ唯是レ僅ニ坐臥進退說話等ノ數點ニ就テ精神
上ニ與フルノ痛苦ヲ増シタルノミ其治獄ノ上ニ於テ
ハ顯著ナル奏効アリト雖モ各囚拘束ノ上ニ於テハ僅
ニ數歩ヲ加フルノミ之ニ由テ之ヲ觀レバ所謂紀律ノ
嚴格ハ病者死亡者ノ數ヲ増加スベキガ如キ著大ナル
原力ハ到底有シ得ベクモアラズ
要之其二三監獄ノ健康上ノ統計ハ他ニ之レカ起因ヲ
ナスモノ在テ存スルヤ必セリ現ニ某監獄ニ於テ紀律
ノ嚴格ヲ施行シテヨリ諸種ノ統計ヲ作り其結果ヲ調
査スルニ中ニ就テ健康上ノ影響ノ如キハ更ニ見ルベ
キモノアラズ追テ該統計ヲ公ケニスルノ日アリテ迷
想ヲ覺破スルノ一好材料トナルベクレ今ノ若々紀
律ノ嚴格ヲナスベキノ時ニ當リ此等迷想者アルハ嫌

ハシキコトナレバ以上大要ヲ述ルコト爾リ
●看守長看守服制ノ改正ハ敢テ必
要ニアラス
在大分 九州男子炮烙生投
岡山ノ吉備男子氏ハ看守長看守ノ制服改正ノ必要ト
題シ本誌第三卷第九號ニ於テ其熱血ヲ吐露セラレタ
リ其要旨ハ看守長看守ノ服制ハ質素純朴ナリ今ヤ獄
制改良進取ノ體勢ハ昔日ノ比ニアラス看守長看守ハ
警部巡查ト位置待遇均シキニ拘ハラズ彼コ精ニシテ
此ニ粗ナルハ威儀嚴毅ニ關シ且ツ外部ノ敬重威信ヲ
減却スルヤ疑ナシト云フニアリ成程看守長看守ノ服
制ハ警部巡查ニ比シ質素純朴ナルニ相違ナシト雖モ
予ハ此質素純朴ハ却テ監獄官吏ノ服裝トシテ其宜ヲ
得タルモノト信スルナリ
抑モ外觀ノ美ヲ裝ヒ以テ威儀嚴毅ヲ保持スルノ標示
トナサントスルハ蓋シ其一ヲ知テ其他ヲ知ラサルモ
ノト云ハサルヘカラス試ミニ幾多ノ監獄ヲ巡見シ看
守長ノ服制如何ヲ看ヨ其服制ハ明治十九年十月內務

省令第二十號(改正)ニ規定アルニ拘ハラス帽
章袖章其他ノ徽章區々ニシテ各監各其製ヲ異ニシ甚
シキニ至テハ一領ノ制服之ヲ數年ニ裝用シ紺絨ハ變
シテ莢干色ト化シ帽章ハ綠青ヲ生シ劍鞘常ニ錆ヒテ
帽ハ斜メニ戴クヨリ阿彌陀冠リニ戴クアリテ顯紐ヲ
顯ニ掛クルモアレハ後頭部ニ掛クルモアリテ其姿勢
ノ不紀律ナル其外觀ノ不嚴正ナル一瞥以テ嗚呼ノ歎
ヲ發スヘキモノ往々ニシテナキコアラサルカ政府若
シ夫レ吉備男子氏ノ熱望ヲ容レ高尚美麗ノ服制ニ改
メテラタリトスルモ之レカ局ニ當ル者ニシテ紀律ノ
如何ヲ顧ミス姿勢ヲ亂スヲ彼レノ如クハ服制ノ改
正何ノ効用カアル蓋シ改正セサルノ優レルニ如カサ
ルベシ況ンヤ一層美觀ノ服制ニ改正セハ其費ノ多ク
シテ完全ナル制服ヲ製スルニ苦ムノ事情アルハ數ノ
免カレサルモノアルニ於テナヤ
本邦近年獄制ノ改良ヲ唱フル者多クハ外觀皮相ノ見
解ニ止マリ眞正ニ斯事業ノ改良進步ニ着眼スルモノ
稀ナルハ予カ常ニ痛歎ニ堪ヘサル所ナリ夫レ服制ノ
如キ紀律ヲ保持尊嚴ヲ標示スル上ニ於テ固ヨリ忽諸
ニ附ヘキニアラサルモ現今ノ服制ニ何ノ欠クル所
アリテ改正ヲ要スルカ現今ノ質素純朴ナル服制ヲ改

メ美々タル彼ノ警官ノ服裝ニ倣ヒ何ノ益スル所アル
カ予ハ改正ノ必要ヲ發見スルニ苦ムモノナリ凡ソ威
儀嚴毅ヲ標示シ以テ人ヲ感動セシムルノ要豈ニ裝飾
ノ觀美ト否トニ是レ關センヤ其之ヲ感動セシムル所
以ノモノハ必スヤ他ニ或ルモノ、アルアリテ茲ニ存
スルモノアラン或ルモノトハ何ソヤ至正、公宜、整
宜、剛毅、耐忍、勉勵、緻密、果斷、博識友愛等ノ性
格ヲ備フルコト則チ是ナリ是等ノ性格ヲ備ヘ加フルニ
現今規定ノ服裝ニ依リ整然タル姿勢ヲ保持シ秩然タ
ル舉動ヲ以テセハ其人ヲ感動セシムルニ於テ何カア
ラン彼ノ演劇ヲ觀ヨ其人ニ感動ヲ與フル所ノモノハ
衣裳ノ觀美ニアラスシテ俳優演藝ノ巧拙ニアリ他又
是ニ類スルモノ牧舉ニ違アラズ今茲ニ甲乙二人アリ
甲ハ絹布ヲ纏ヒ乙ハ綿布ヲ着ス甲ハ衣帶雖チナシ垢
ニ染ミ乙ハ垢ヲ去リ雖ナク整然秩序ヲ保ツ他人一見
果シテ如何ノ感ヲ起スヘキヤ予ハ前者ヲ取ラスシテ
後者ヲ取ルモノアルヲ信スルナリ果シテ然ラハ監獄
官ノ服制ノ如キ寧ロ質素純朴ニシテ而カモ秩序整然
タラハ刑ノ執行ニ關シ懲感化ノ上ニ於テ何ノ障礙
カ是レアラシヤ
是レ予カ看守長看守服制ノ改正ハ敢テ必要ニアラス

ト思惟スル所以ナリ
然リト雖モ凡テ事物ハ社會ノ進化ト共ニ改良ヲ要ス
ヘキハ固ヨリ論ナク未來永却現今ノ服制ニ膠柱守株
スルモノニアラス思フニ物ニ順序アリ事ニ緩急アリ
今ヤ已ニ服制一定ノ規アリ何ゾ速ニ改正ヲ要セシ此
際最モ急務トスヘキモノハ監獄官吏其人ヲ得テ其局
ニ當ラシムルニアリ若シ夫レ適格ノ人ヲ得サランカ
獄制如何ニ美ナリト雖モ服制如何ニ改マリタルト雖
モ威嚴上ラス紀律立タス斯事業ノ改良進取ハ得テ期
スヘキニアラス故ニ予ハ服制ノ改正ヲ要セス速ニ監
獄官吏其人ニ適格ナル人物ヲ得ルノ方法ヲ設ケラレ
ンヲ熱望ノ至ニ堪ヘサナリ聊カ卑見ヲ陳シ吉備男
子氏及ヒ大方諸彦ノ教ヲ乞ハント欲ス

●特別監視規則違犯者處分方ニ就

テテフ説ヲ讀ム 洋々散士

本誌第五號ニ於テ特別監視規則違犯者處分方ニ就テ
ト題シ數千言ヲ連テ法律ノ解釋ヨリ明文ナキノ制裁
ニ至ルマデ縷々陳述セリ然レドモ其論旨ハ皮相淺薄
ノ管見ニシテ一ノ見ルヘキ處ナシ依テ這ニ禿筆ヲ願

ヨリ輕罪ヲ犯シタルモノト思考セシナラン然レトモ
當時草案ノ刑法不完全(或ハ)ナリシ故ニ輕罪トス
ルモ罰スベキ條文ナシ何トナレバ刑法第五百五十五條
ハ附加刑ノ監視規則違犯者ニ對スル制裁ニシテ特別
監視規則違犯者ニ關スルノ意味ナシ之レ即チ立法者
ノ或ハ誤テ斯ハ致セシ者ナラン歟然レトモ當局者ハ
尙刑法第五百五十五條ヲ以テ之ヲ罰スルノ主旨アリシ
ナリ其故ハ岡山縣及盛岡始審廳ヨリノ伺ニ對スル指
令ヲ見ルニ特別監視規則ニ違犯シタルモノハ刑法第
百五十五條ニ依ルトアルニ依テモ明瞭ナリ且昨年政
府ヨリ議會ニ提出セシ刑法ノ草案ニハ顯然第八十
七條附加刑違犯者ヲ罰スルノ條項ニ於テ特別監視規
則ニ付セラレタル其規則ニ背キタルト亦全シト云ヘ
ル但書アリ是ニ由テ之ヲ觀ルニ法律ノ進歩セル今日
ニ至テモ我政府ハ尙ホ刑法ノ制裁ヲ受クルモノトセ
リ況ンヤ其當時ニ於テチヤ然ルニ福原氏ハ徹頭徹尾
特別監視ナルモノハ刑法上附加ニアラザルヲ以テ從
來刑法第五百五十五條ニ依リ附加刑ノ執行ヲ通ルモノ
罪トシテ輕罪ノ刑ヲ以テ處斷シタルハ畢竟刑法ヲ比
附援引シタルモノニシテ初ヨリ違法ノ裁判タルヲ免
レズト謀々セラレタリ散士モ此ノ點ニ於テハ氏ガ所

ミズ福原氏ガ所論ノ前後矛盾スルノ點ヲ掲ケ併テ氏
ガ所論ヲ論破シ再ビ氏ニ教ヲ乞ハント欲ス
散士今氏ガ所論ヲ攻擊スルニ先チ氏ガ所論ノ前後矛
盾スルノ點ヲ掲ケンニ氏ハ曰ク刑法上通編罰スヘキ
ノ明文ナシ故ニ特別監視規則ニ違犯シタル者ハ素ヨ
リ刑法上無罪タルヘキナリトテ法ニ明文ナシト云ヘ
ルヲ根據トシテ立論セシニモ拘ハラズ後段ニ至テ曰
ク其重輕罪ヲ犯ササルモノハ出獄ヲ停止スルハ純然
タル行政上明文ナキノ制裁ニシテ事理ノ然ラシムル
所明文ナキモ亦已ムヲ得ザルナリト嗟氏何ゾ思ハザ
ルノ甚シキヤ曩ニハ明文ナシトテ退ケ後ニハ明文ナ
キモ行政官ノ或ル場合ニ於ケル特權ナリトテ之ヲ容
ル之ヲ前後矛盾スルノ説ト云ハズシテ何ゾ抑モ特
別監視規則ニ違犯セシモノ學理上刑法ノ制裁ヲ受ク
ルモノナリヤ否ヤニ就テハ既ニ先學者ノ議論アリテ
或ハ行政處分ナルヲ以テ刑法ノ制裁ヲ受クルモノニ
アラズト云ヒ或ハ行政處分ナルモ刑法上ノ制裁ヲ受
ケザルヲ得ズト云ヒ其議論未ダ一ノ歸着スル處ヲ知
ラズ然レドモ散士ハ今立法者ノ刑法草案スルノ當
時ニ溯リ立法者如何ナル主旨ナリシヤヲ判定セント
欲スルニ立法者ハ特別監視規則ニ違犯セシモノハ固

論ニ屈服致シタキモ奈何セン當局者ノ主旨ハ則チ伺
指令ニ於テ明瞭ナリ只憾ムラクハ文字羅列ノ不完全
ナリヲ以テ遂ニ氏ガ貴筆ヲ勞スルニ至レリ然レド
モ法律ヲ真ニ解釋セント欲セバ詳細ニ伺指令等ヲ調
査スルハ勿論立法者ノ主旨ヲ判定セザル可ラズ彼
ノ小學生徒ノ讀本ヲ閱スルノ類ニアラス法律ノ解釋
ハ實ニ複雜ニシテ一讀過以ツテ意味瞭然タルモノニ
アラス此ニ於テカ伺指令ヲ要スルノ疑點アリ或ハ一
條項モ細密ニ解釋サ下セバ數千字ヲ羅列スルモ尙ホ
未ダ盡サバルコトアリ氏輕々讀過スルコト勿レ次ニ
氏ハ重罪刑ヲ犯サバルモ行政處分ヲ以テ假出獄ヲ停
止スルコトヲ得ルト云ヘリ是レ大ナル誤解ナラズヤ
散士ガ論擊スルハ主トシテ此ノ點ニアリ抑モ刑法第
六節第五十三條ヨリ五十七條ニ至ルノ五少條ハ假出
獄ニ關スルノ項ヲ記載シタルモノニシテ假出獄ハ行
政官吏ノ適宜ニ爲シ得ベキモノニアラス則刑法第五
十三條ノ規定ノ外決シテ爲シ得ヘカラズ故ニ之ヲ停
止スルモ尙ホ法律ニ明文アリ則刑法第五十六條重輕
罪ヲ犯シタルモノハ直ニ假出獄ヲ停止ス其他豈法律
ニ明文ナキ重輕罪ヲ犯サバルモノハ假出獄ヲ停止ス
ルコトヲ得ンヤ則假出獄セシムル場合及停止スル場

合二ツナガラ明文アリ而シテ從來重輕罪ヲ犯サマルモノ、假出獄ヲ停止シタルコトハ實例ニ於テモ未ダ嘗テ見ザル處ナリ然レドモ特別監視ニ違犯セシモノハ輕罪ヲ犯シタルモノト見做シ刑法第五百五條ニ照シ罰セシキ以テ其ノ裁判確定シタルノ後初メテ假出獄ヲ停止シ來リシナリ故ニ散士ハ今左ノ如キ見解ヲ下セリ假出獄ハ刑法第五十三條ニ依リテ之ヲ許シ停止スルトキハ刑法第五十六條ニ依ルモノナリ然リトモ特別監視ニ違犯セシモノハ果シテ輕罪犯トナリ刑法第五百五條ニ該當スルヤ否ヤト云フニ第五百五條ノ文面少シク不完全ナリト雖トモ彼同指令等ニ依リ第五百五條ヲ以テ罰スルモ彼ノ重輕罪ヲ犯サマルモノ則明文ナキニ行政官吏ノ特權ナリトテ假出獄ヲ停止スルト執レザヤ散士ハ之ニ勝ルコト萬々ナルヲ信ス

(參考) 岡山縣 十五年 全年十二月六日指令

第一條、刑法第五十五條ノ特別監視ハ其性質本利ヲ寬恕シタルモノニシテ附加ノ刑ニアラサレバ右監視條目ニ違背スル者モ刑法第五百五條ニ依リ處分ス可ラザルハ勿論ニ候ヤ果シテ然ラバ若シ其條目ニ背テモノアルトキハ他ニ罰法ナキニヨリ單ニ行政ノ處分ヲ以テ出獄ヲ停止ムルニ過ギザルヤ

指令、(第一條刑法第五百五條ニヨリ處分ス

ノ爲メニ人民ノ實際ニ蒙ル所ノ損害ノ大ナルコトハ特ニ多辨ヲ要セサル事實ニシテ憶力數年前ノ事ニテアリシ獨逸ニテ一個ノ私立會社ヲ設立シ荷モ犯罪ノ嫌疑ニ由リ永ク獄舎ニ呻吟シタル未無罪放免ノ言渡ヲ受ケテ出獄シ其出獄後職業ヲ營ミ生活ノ道ヲ立ツルコト能ハサルモノニハ相當ノ金錢ヲ惠與セントノ計畫ヲナシ一大富講ヲ興シテ資金ヲ得ント熱心ニ周旋セシ者(ゲー、エム、スタート氏)アリシモ此等ノコタル管ニ其方法ノ困難ニシテ且ツ官許ヲ得ルノ難キノミナラス元來其事業ノ性質トシテ一私人ノ爲シ得ヘキコトニアラス須ラク堂々タル國家政府ノ爲スヘキ事業ナリトシ遂ニ之ヲ國會ニ建議シタリシモ未タ其實行ヲ見ルニ至ラサルト若シ其建議ニシテ理由アリトモハ勿論未決拘留日數ハ之ヲ刑期ニ算出スルヲ以テ當然トスレモ予輩ハ之ニ反シ未決拘留日數ハ刑罰ト同視スヘキモノニアラスト主張セント欲スルナリ我刑法ハ第五十一條ニ於テ檢察官ノ上訴ニ係ルモノ及ヒ犯人自カラ上訴シテ其上訴正當ナルトキハ原裁判宣告ノ日ヨリ刑期ヲ起算シ上訴中ノ未決拘留日數ハ刑期ニ算入スルモノトセリ斯ノ如ク規定セシ立法者ノ趣旨ハ恐ラク學理ヲ根據トセスシテ唯

盛岡始審廳 十五年五月廿六日請訓
全年六月二日內訓
假出獄ヲ許サレタルモノノ特別監視規則ニ違背シタルモノアルトキハ刑法第五百五條附加刑ノ執行ヲ通ル、者ニ同様處分シ可然哉
(內訓) 其見解之通

● 刑期起算點ニ就テ

東京 上田貞次郎

裁判確定後ニアラサレハ刑ヲ執行スヘカラストハ治罪ノ大原則ニシテ我刑法第五十條ノ定ムル所ナルヲ以テ刑期ハ其受刑ノ日ヨリ起算スルヲ以テ正當トス然レモ我刑法ハ其第五十一條ニ於テ犯罪人ノ利益ヲ計リ刑名宣告ノ日ヲ以テ受刑ノ初日ト見做シ裁判言渡ノ日ヨリ起算スルトノ特別設ケラレタリ去レモ未決拘留日數ハ決シテ刑期ニ算入スルノ限ニアラス何トナレハ未決拘留日數ノ久シキニ涉ルハ最モ嫌疑スヘキ事ナリト雖モ此惡弊ノ多少ハ司法制度ノ組織如何ニ存スルモノニシテ苟モ未決拘留ヲ以テ自由刑ト認メス又未決囚ヲ以テ犯罪人トノ推測ヲ下サハル以上ハ未決拘留ハ國家カ國家一般ノ義務トシテ盡サルヘカラストモノナレハナリ去リナカラ未決拘留

被告人ノ利益ト實際ノ便宜トニヨリ此法文ヲ設ケシモノナラシ若シ此規定ニシテ學理ニ適スルモノトモハ無罪放免ノ言渡ヲ受ケタル者ハ政府ニ對シ相當ノ損害賠償ヲ要求スルノ權アリトセサルヲ得サルニ至ルヘシ豈ニ斯ノ如キ理アラシヤ
又一步ヲ進メテ論ゼンニ犯人自カラ上訴シテ其上訴正當ナルトキハ前裁判宣告ノ日ヨリ起算スヘキコトハ前ニ述ヘタル所ナルカ若シ其上訴ニシテ不當ナルトキハ如何スルカト云フニ此場合ニ於テハ後ノ裁判宣告ノ日ヨリ起算スルモノトス而シテ此上訴ナルモノハ裁判確定ヲ停止スルモノトナレハ上訴中ハ尙未決拘留者タルニ相違ナキヲ以テ之ヲ刑期ニ算入スルハ學理ニ適合スルモノニアラス然レモ其上訴ノ正當ナルトキニ未決拘留ノ日數ヲ刑期ニ算入スルハ一ノ風典ニ過キサルコトハ前述ノ如シ論者或ハ說ヲナシテ曰ク上訴ノ不當ナル場合ニ於テ其上訴中ノ拘留日數ヲ刑期ニ算入セサルハ犯人ニ於テ其裁判ノ正當ナルヲ知ルモ尙ホ上訴ヲナシ上訴中ノ日數ヲ刑期ニ算入セシメントノ弊害ヲ生スルニ至ルヲ以テノ故ナリト稱スレトモ斯ノ如キハ上訴中ノ未決拘留日數ヲ刑期ニ算入スルヲ以テ本則トシ而シテ上訴ノ不當ニシ

三十一三

種別	罪名	職		生	活	交		際	假出獄中犯罪	假出獄滿期後犯罪	逃	死
		定リタル職業者	定リタル職業者			得ナル信用ヲ得タル者	得ナル信用ヲ得タル者					

合計	小計	毆打致死		官大書寫造		貨幣偽造		官印盜用		放火未遂		故殺		謀殺未遂		毆打創傷		公證偽造		公文書毀棄		持兇器強盜		監禁致死		強盜未遂		監守盜	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
		二	四	一	一	一	一	二	二	一	三	一		七	二	一													
四〇		六	九	一				一	一	一	一	三	一		三	三													
		二	*					一							一														
		二	三	一	一	一	一	一	二	一	三	一	一	五	四	一													
四〇		四	八	一				一	一		一	三		四	一														
		三						一	一						一														
四〇		三	八	一	一	一	一	一	一	一	四	三	一	一	八	五	一												
		三		一				一							一														
											</																		

備考 一 本表ハ自明治廿三年一月至廿四年十二月本縣監獄囚人ニシテ假出獄ヲ許サレタル總人員四十三人ナリ内死亡一人特別監視中犯罪逃走者二人全時別監視違反犯人監ノ者一人

●教誨堂落成式概況

縣下唐津監獄支署ハ昨冬以來工業場ヲ増築シテ教誨堂ニ兼用ノ計畫ナリシ處先般該工事落成セシヲ以テ去ル七月十日遷佛式ノ舉行アリ今其概況ヲ記サンニ先ツ遷坐チ同地有名ノ絶景タル公會堂(東南ハ虹ノ松原ミ北西ハ洋タス)樓上ニ設ケ遠近ノ參拜者老若男女午前ヨリ續テ掛タリ午後一時來會ノ僧侶悉ク參集シテ式ヲ行ハ數僧侶ノ演說及ヒ先導シテハ本縣總長後藤智詩師五十嵐貫道氏佛經ヲ讀ミテハ本縣總長後藤智水氏衆僧及多數ノ供養者ニシテ以テ行禮整々監獄署ノ正門ニ進ミ層層整肅シテ之ヲ迎ヘ教誨堂ニ導キ設ケ内客員ハ安置シテ五十嵐教誨師之ヲ迎ヘ總長後藤智氏ノ席ニ等シ何レモ感佩ノ情ヲ起シ只管聖恩ノ優渥ナルニ因人等ハ何レモ感佩ノ情ヲ起シ只管聖恩ノ優渥ナル此日監獄署ヨリ式全ク了リテ告ケ守長ハ午後四時シ客員ハ裁判官警察官ニテ參列シテ守長ハ午後八時シ名ニシテ實ニ近來ノ盛況ナリシ想フニ爾後ハ倍々前非チ悔悟シ教誨堂ニ上ル凡ノ裨益ヲ與フルナラン

○本縣看守江島勘吉ハ教習中ノ處七月二十八日卒業證書ヲ授與セラレタリ

●明治廿四年中處刑執行人管内外區別

本縣管内ノ者 佐賀縣監獄署 松隈健次 千七十一人
他府縣ノ者 二百三十人

●同年中處刑執行人再犯以上入監者

再犯者	三犯者	四犯者	五犯者	六犯者	七犯者	八犯者	以上再犯者	以上入監者	前刑滿期後經過時間	人
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
百九十四人	七十九人	廿七人	五十二人	二五人	壹八人	八十八人	八十八人	八十八人	八十八人	八十八人

●任命

警守課長兼作業課長	任兼大分縣監獄書記七級俸	庶務課長兼經理課長	警守課勤務ヲ命ス	經理課兼庶務課作業課勤務ヲ命ス
佐藤元次郎	安藤末次郎	近山安則	岡梯藏	岡梯藏

監獄書記	飛 高 秀 藏
看守長	須 藤 道 國
警務課勤務ヲ命ス	野 口 重 正
監獄書記	大 在 芳 達
教務所長ヲ命ス	小 野 匡
監獄醫	
醫務所長ヲ命ス	

雜 錄

●在監人ノ食料ニ就テ

在東京 鯉 城 生

監獄衛生ノ忽カセニスヘカラサル殊更喋々スルヲ要
セス就中食物ノ改良ハ最モ急務中ノ急務ナリトス夫
レ食物ハ衛生上至重至大ノ關係ヲ有ス其良否ハ能ク
人身ノ健康ヲ左右シ又能ク精神ノ發達ヲ助成ス改良
ノ必要ナル多辯ヲ待タルナリ然レモ食品ノ美ナル
調理ノ巧ナル以テ食物改良ノ本旨ト爲スコ足ラス人
身ニ要スル營養分ハ自ラ適度ノ分量アリ營養分ニシ
テ不足シ若シ其適度ヲ得サルハ美味佳香モ實用ヲ

爲サ、ルナリ食料ニシテ其實用ヲ得ント欲セハ必ス
蛋白質、脂肪含水炭素、無機鹽類、水分等ノ各養分
ヲ充分ニ含有スルモノヲラサルヘカラス今ヤ各地監
獄ニ於テモ在監人ノ食物ヲ改良スル必要ヲ認メテ專
ラ講究調査ヲ怠ラサルヤニ傳聞ス其舉ヤ誠ニ善シ冀
クハ全國一般之力改良ノ實効ヲ見シコトヲ又食物ヲ
改良スルニ當テハ先ツ各種食品ノ性質ヲ明カニシ以
テ其養分ノ比例ヲ知ラサルヘカラス徒ニ食品ヲ精選
スルノミチ以テ改良ノ目的ト爲スコト勿レ而シテ食
品ノ性質ヲ知リ又其養分ヲ知ルハ分析ニ依ラサルヘ
カラス然ラサレハ眞ノ改良ハ期シ難クシテ各地一定
ノ拔モ望ミ難キナリ故ニ食品ノ分析ヲ要スルト共ニ
各營養分ノ分量ヲ明カニシテ中等業者食料ノ標準ヲ
作り其保健食料ヲ査定セサルヘカラス然ルニ或地方
ニ在テハ食品ノ分析ヲ爲スコト難クシテ保健食料ノ
調査モ爲スコト能ハサル所ナキヲ保シ難シ因テ左ニ
保健食料標準食料及食品ノ分析表ヲ掲ケテ以テ聊カ
當局者ノ參考ニ供セント欲ス

○保健食料
內務省衛生局出版衛生試驗彙報ニ依ル但獨國ミユ
ンヘン府、大學教授ウオイト氏ノ調査ニ係ル中等
業者ノ保健食料ニ基キ本邦人ノ
保健食料ニ改算シタルモノナリ
養分
分量

蛋白質	九六瓦	一四九瓦	五一瓦
脂肪	四五瓦	一三五瓦	
含水炭素	四〇六瓦	一八〇瓦	
合計	五四七瓦	一四九瓦	二六六瓦

但本邦人ハ脂肪少キ淡白ナルモノヲ食スル習慣ナ
ルヲ以テ歐洲人ノ如ク脂肪ヲ嗜好セス本邦人ニハ
脂肪ノ量ヲ減シ其不足ハ脂肪ノ一分ニ於ケル一、
七五ノ一タル含水炭素ノ量ヲ増シテ之ヲ價ヒ脂肪
ハ二十瓦ヲ以テ適當ト爲スモノ、如シ此ノ分量ヲ
以テ更ニ本邦人ノ保健食料ヲ改定セハ左ノ如クナ
リト云フ

各營養分	分量	室 素	炭 素
蛋白質	九六瓦	一四、九瓦	五一瓦
脂肪	二〇瓦		一五瓦
含水炭素	四五〇瓦		二〇〇瓦
合計	五六六瓦	一四、九瓦	二六六瓦

但脂肪ハ營養成分中其最モ要用ナルコト蛋白質ニ
亞キ且常ニ含水炭素ノ代用ヲ爲シ又生活需用ノ量
ヲ超ユレハ體內ニ堆積シテ人體ノ脂肪トナル等其
効用大ナルナリ然レモ本邦人ノ嗜好ニ適セスシテ
消化機ヲ害スルヲ以テ其量ヲ減少ス是レ止ムヲ得

蛋白質	九六瓦	一四九瓦	五一瓦
脂肪	四五瓦	一三五瓦	
含水炭素	四〇六瓦	一八〇瓦	
合計	五四七瓦	一四九瓦	二六六瓦

但本邦人ハ脂肪少キ淡白ナルモノヲ食スル習慣ナ
ルヲ以テ歐洲人ノ如ク脂肪ヲ嗜好セス本邦人ニハ
脂肪ノ量ヲ減シ其不足ハ脂肪ノ一分ニ於ケル一、
七五ノ一タル含水炭素ノ量ヲ増シテ之ヲ價ヒ脂肪
ハ二十瓦ヲ以テ適當ト爲スモノ、如シ此ノ分量ヲ
以テ更ニ本邦人ノ保健食料ヲ改定セハ左ノ如クナ
リト云フ

各營養分	分量	室 素	炭 素
蛋白質	九六瓦	一四、九瓦	五一瓦
脂肪	二〇瓦		一五瓦
含水炭素	四五〇瓦		二〇〇瓦
合計	五六六瓦	一四、九瓦	二六六瓦

但脂肪ハ營養成分中其最モ要用ナルコト蛋白質ニ
亞キ且常ニ含水炭素ノ代用ヲ爲シ又生活需用ノ量
ヲ超ユレハ體內ニ堆積シテ人體ノ脂肪トナル等其
効用大ナルナリ然レモ本邦人ノ嗜好ニ適セスシテ
消化機ヲ害スルヲ以テ其量ヲ減少ス是レ止ムヲ得

サルナリ故ニ脂肪ノ効能ヲ知リシ之ヲ嗜好ノ性情 ヲ涵養シ保健食料中含水炭素ヲ減シ脂肪二十瓦ヲ 四十五瓦ニマテ上ラシムルヲ要ス	第一例	牛乳	一合
味噌	一、葱、胡蘿蔔、蓮根、土當歸、 蘿蔔、菊ノ類	二十瓦	
野菜	二、馬鈴薯、甘藷、青芋、慈姑 薯、佛手薯ノ類	二十瓦	
牛肉	三、胡瓜又白瓜	十五瓦	
雞肉	三、胡瓜又白瓜	六十瓦	
白米	三、胡瓜又白瓜	四合	
各營養分	蛋白質	脂肪	含水炭素
第二例	九五、七瓦	二八、〇瓦	四五四、三瓦
味噌	一、菠薐草、芹、三ツ葉、薺菜 小松菜ノ類	二個	
野菜	二、土當歸、胡蘿蔔、慈藷、 蓮根、菊ノ類	五瓦	
三、百合、慈姑、薯	二十瓦		
三、百合、慈姑、薯	二十瓦		

雜 錄

一、棘蟹魚、鰻、鰯、鮓、馬鰻魚ノ類 三十匁

二、竹麥魚、鰻、ムツ、鰯、梅魚、鮭、泥鰌ノ類 三十五匁

白米 四合

各營養分 蛋白質 脂肪 含水炭素
一〇一、〇瓦 一九、二瓦 四四六、六瓦

第三例

豆腐 二十五匁

黃豌豆、豆ノ類 十五匁

豆腐皮、又燒麩 三匁

魚、比目魚、鯉魚、アイナメ、鰻、イサキ、鰯、鰻、虎魚ノ類 二十五匁

胡麻油、豚脂、牛脂、牛酪 一匁

鶏肉、牛肉 三十匁

味噌、但骨ノ物 十匁

白米 四合
各營養分 蛋白質 脂肪 含水炭素
一〇一、五瓦 一九、四瓦 四三四、七瓦

●信書の封筒

釧路 原 胤 昭

四人に於ける信書は那の古聖ソロモンが遠き國より來る好消息は渴きたる人に於ける冷水の如しと云ひし如く大なる感化力あるものと信じられたり往年一四の身上に斯る事を見たり懲役終身の者にて年はや老たる者なり手に覺へし職のあるまゝに監獄内にては先づ無事に日々の役業に服しつゝありたり併し彼が行狀を子細に觀察し心意を窺ふに甚だ不良の思念あり予をして涙に噎ばしむるものありき於て予は個人教誨の法を取つて靜なる室に彼れを呼出し徐ろに彼れが犯罪の成立より委しく身上を調査し以て考案を下だせば彼れは失望の極斯かる不良の思念あるものと察せられたり彼れ壯年の頃には一家を有し妻もあり一男一女もあり然れども當時彼れは放蕩無賴にして犯罪を重ね幾回となく獄舎を出入せし末懲役終身の身となり以來數年服役し近時漸く教誨の聲に覺され反省の念を起し改過遷善の途に就くとは云へど

も己が刑期は終身とあり縱し又幸に特赦の恩を蒙るも誰一人として頼むべき親戚もなし勿論彼れが家を出てし後は十數年來絶へて音信せざれば妻子の行末もいかになりしか知れざれば此の老後をいかにしてか生活なさんや到底己れは牢舎の土と化するの外あらじと思ふものなりき予敢て問ふ何故に妻子が起居を問はざるや何とて長の年月獨り心を焦せしやと尋ねしに彼は涙を以て答ふるに左ればなり我元より妻子を思ふと切なり子供とても二人までありし事なれば萬一の不幸ありども一人位は遺るものもあらん有らば我が老後の便どもなり勤勉して特赦の恩典を望む心ともなる事なれば音信をなさんとは山々の願ひなれどもこゝに一の難義ありそは我れ家を出でしより十數年を経し事なれば我が身は亡せし事と歸らめつらん幸に妻子の遺れる者あらば何とてか身も立て暮しもつけつゝあるならん然るに我より音信を發すれば其信書の封筒には墨黒々と筆太く某地監獄署と極印あり一目して四人よりの通信と見分り殊に我が郷里の如き僻村にては郵便物の出入とて少數のものなれば斯かる郵便の到る事あれば忽ち人の推知する處となり夫れがため萬一にも忤や娘の身に不幸を生

し那の家へは監獄より手紙來れり那の人々は四人に知己ありなどとして不信用の端ともならは彼我の不幸となるべしと官許にもなる發信の事にてはあり我が心は燃る程之を慕へども只だ封筒の裏判に長の年月躊躇せりと予之を聞き如何にも殊勝氣の毒には思へども左り連監署の慣例もある事なれば一時に之を變更する事も得ならず徐ろに事の輕重を以て教へしより彼れは終に一篇の信書を發したり未だ返信に接するの日とも思はぬ程速に長男某よりの返信を到來せり予は檢閲のため之に接したれば取る手おそしと披き見れば妻も子も皆健にして長男は嫁さへ迎へ一子を設け一家を新に營み造り挽物職を業とし妹は母を助けて色寒天を製造し舊家を保ち一家擧げて父が生死の音信を祈りつゝありしに今や存命の詳報に接したりとて母子が感涙の返信にてありき予さへ感激涙を催せし程なれば某が歎びは他に物もなく當時他四人の心さへ動せり依之失望の老奴は有望の勇者となり遷善の心益す堅く其より數年の後特赦の恩典に浴し今は樂しき一家の團樂にあり長男某は屢は書を寄せて父が起居を報し予に安を與ふるなり

四人發信の取扱に慣例上斯る事柄ありて大に監獄則

か信書往復の恩恵を狭むるもの、如し殊に此に與へらるゝ輩は親戚の連綿たるもの僻村質朴の民にして再犯を絶つに宜しき邊に此事多きなり故に予は斷然此の慣例を廢して信書には監獄名を裏書せず典獄の封緘印も成るべく目立ぬやう注意し一見普通の信書と同し姿のものにせられなば之より出づる感化上の効力は少なからざるものと信せり今日は郵便配達の方法も改良し百通發して百通達するの日にあれば歐米風に發信人の名を記さるゝも妨げなかるべし勿論受信人の居所不分明等より信書の戻來るを要する場合には發信者を署名するも望に任せて然るへしと思へば敢て學會諸君の御意見を問ふ高見のある處を示されなば幸甚々々

●日曜及祭日の教誨

埼玉 不退道人

近來個人的待遇と云こと行はれてより其の説諸種の事務に波及し、教誨の如きも日曜及祭日の大教誨の如きは、効能薄しとい、又た甚しきは有害を免かれすと云ふものあるに至れり、現に大日本監獄雜誌の記者の如きは既に之を公言せられたり、豈に放下

律の大要をも取調たることなきものが、羣囚稠徒の上に立ちて講話することあるも、彼等は圍繞せらるゝ處の警衛の爲めに不得正肅として之を聴聞するも、心中必ず多少の侮慢を懷くこと爲しとせず、曾て見聞したることあり、數年前或る監獄に於て、某宗旨の僧正とて紫衣を着し難僧數多引卒して來監し、説教を爲したることあり、然るに其の説教の讀題は、凡そ囚人に教誨せんとするもの、常に引用するところの法語にして、實語教を一讀したるものは何人も之を暗誦する陳語なれば、語々説下する趣意亦皆舊套を免かれず、加之ならず、説教中重禁鋼九年獄丁の人々に云々等の數語を重ね／＼放ちたり、すてに囚人となりたるものは、重禁鋼に處せらるゝものは多くは輕罪にして五年以下なり、又た獄丁といへる役人は何れの監獄にてもきゝたることなしとの感覺先つ彼等の懷裡に起りて、折角高僧の説法も此等の小間違の爲めに輕視し去られ、此の人は監獄のこゑを知らぬ人であるといへる觀念を懷かしむるに至るなり、此等は一時高僧といへる名に眩惑して、高僧なるがゆへに説教も上手ならんと豫斷したるの過ちなり、すでに如斯の小間違より一場の教誨をし

すべきことならんや、苟り其の任に當るものは、此際須らく講究すべきなり、余輩は曾て此等の論を耳にしてより、苟かに注意して其の効否如何を考察するに、未だ議者の論旨を得る能はず、大日本監獄雜誌記者の如く未だ何等の理由も付せず、漫に個人的教誨が有効なるがゆへに、大教誨の如き漠然たるものは廢すへしと云へるが如き漫言を以て大教誨は効なしと云ふことは、余輩の決して服する能はさるゝところなり、然れども、余輩は從來の經驗をもつて之を考ふるに、毎席の大教誨未だ必ず有効なりとせず、時に適宜一場の式を舉げたるに過ぎざるやの感なしとせず、こは蓋し異例のみ、請ふ少しく之を論せん、抑も説道の要たる所説をして聽者を信服せしめ聽者に於て覺悟するところなくんば何んの功德もなきものなり而して其の聽者を信服し、覺悟を得せしむるには、必ず克く聽者の心中を穿ち其の痛所を衝くを以て始めて効力あるものと爲すなり、然るに若し監獄の教誨に従事するものにして、未だ囚人の狀況を鑒察するの能力なく、管に能力なきのみならず、司獄官の據りて以て運動施行するところの監獄則をも熟讀せず、又た普通法

て効力を薄からしむことなしとせず、然れども此等は臨時の異例なりと云ふべし、元來教誨師の常在する監獄に來りて適宜説教するものは、充分の注意を要して斬新奇警なる法語を提示せざる時は常在教師の再三講話したることを得意顔に説くことあり、若し斯ることある時は前陳の轍を免かれざるなり、之に由りて之を考ふれば、大教誨に於ては常在教師と臨時來監者とを論せず、苟も教誨せんと欲するものは先づ全監の囚狀を審にし、教堂に入りて何役場の囚人は何れの座席にあり何々囚人は此の處にありと全囚を見渡して一々囚人の所在を詳にし且つ某囚人の犯情は斯くなり某の罪狀はコレなり又た某役場には某の弊習ありと一見して全監の囚人の狀況が一時に眼中に浮現する人にあらずんば決して其所説以て貫徹有効ならしむること能はざるものなり、且又尤も心得置くべきは一席の教誨をもつて一座の群囚を悉く信服せしめんとするか如き企望を懷く、きものにあらず、凡そ教誨せんと欲せば豫めに服稿を起し、又は草稿を認むべし、其草稿を認むるに當りて、先づ所説の目的を定めんことを要す、譬へは近頃或種の囚人にこれ／＼の弊あり、又某の役

場にはこれ／＼の犯則ありとの監察を懷き、此等の徒に警戒を與へんと思はれ、其の旨趣を語るべく、又た本日の大教誨には賭博の弊害を論せんと思はれ、該犯の多き座隅に向ひて語るか如き注意を要す、固より多數の囚人列座する處なれば、中には馬耳東風聾聾の如く聞流するものもあるべく、又或は注意謹聽するものもあらん、其の正座諦聽するものに特に氣を注ぎ、熱心に語る所あれば聴者かならず聾然として在るものにあらず必ず、多少の感動を與ふるものなり、如斯精細に注意を用ゆるものあらば、未だ以て効なしと云ふべからず、而して又大教誨たるものは講演の時間に注意し、必ず彼等をして着席後空しく待たしむるが如きことを要す、故に講演も時間を見計ひて少しく座席の動く模様あれば猶豫なく話柄を残しても速に切上げて休講すべきなり、以上は大教誨を爲すもの、注意を略陳したり之を要するに大教誨をして有効ならしむるに否と大教誨師其人の注意如何にあるなり、然らば即ち論者の如く相當の理由を云はすして一概に今日の大教誨は無効なりと云ふか如きは、余輩の未だ決して服する能はざる處なり、況んや漫に有害なりと云ふか如きは安も

また甚しと謂ふ可きなり、

●德川文庫獄制一斑

一半屋敷見廻り被仰渡候節直に牢屋敷に罷越前後之者立合人数書を以牢内改引渡有之右相濟候て前役之者同道にて兩人つゝ双方御番所之罷出御届申上候此節帶刀立合申候翌日牢屋敷に罷出諸帳面等并附來諸道具に賄所外廻りを致し見分見廻り候事御用有之候後は終日相詰申候御用無之候節は番人申合臨時相廻申候右見廻り候て牢出入人数改手帳に記毎朝之總人数高帳面に控へ置申候牢内病人有之候得は日々醫師に容牀爲見不相勝候へは醫師客牀書爲致御訴申上重牀に相成候ては御願之義以書付申上候其上にて宿預け溜預之儀は御差圖次第改引渡申候囚人に寄御預けにならざるものは人參をも相用揚屋に置養生申付候懷胎女入牢被仰付牢屋にて出産仕候儀も有之人參相用候様に御差圖御座候得は御印鑑請取年番之申遣代金請取人參座より買上醫師之用高程つゝ相渡し印形取置申候尤溜預病人に被下置候節は又善七松右衛門に相渡證文取置申候寺社方御勘定方之御掛り囚人共は人參相

願候得は御用番御番所之御斷有之其後私共被仰渡右同様儀にて相渡し申候御仕置預け同様年番に被仰渡候に付年番より相渡申候盜賊方加役方囚人は御構無之右掛りより鑑役請取申候

一囚人共樂膏藥相願候節掛り之御番所は相帳面に押切御印請取置一ヶ月限に勘定致し候囚人に宿元より取寄度品相願候得は承之右之品々何方より相届け候様願度旨御番所書付出し申候牢内之儀不勝手等有之願出候得は致吟味不相立儀は障不成儀に取計申付遣候疊其外附來之道具は預次第致吟味仕替遣候重罪之もの又は亂心其外牢内にて狼藉致し候もの品に寄手鎖又は半足不相掛置候儀有之候尤牢内替儀と仕候揚屋に役致候者六人大牢貳間牢一ヶ所に拾貳人つゝ前々より相極にて申付置候右之内にて名主は私共致見分申付候其外之役義は名主より申渡此者とも病人介抱朝夕給物取扱晝夜不寢番其外諸事取計相勤申候

但名主は毎月一度つゝ月代摘せ申候其節は前日町年寄之觸遣し髮結呼寄囚人手鎖掛牢屋に出し摘せ申候

一重罪之者有之候節右役人外番人附置申候宿預之品

牢見舞之品は御掛り御番所より願出御免の上御番所裏印有之候書付相濟致持參候に付其品々帳面に記置物書同心牢屋同心立合猶又相改當人相渡申候尤錢は一ヶ月に五百文に限申候揚座敷には夜着枕帳も願次第入申候揚屋總牢へは蒲團之外入不申枕も遣不申候毎朝六時鑑役罷出候相牢戸前之錠を明人別を相改申候當日御用相濟候得は同夕七時又々人別改戸前錠掛置申候夜中御用有之節は其度々明々申候入牢之者有之節鑑役罷出囚人相改受取致入牢候金子等隠し持參致候ものは改出其上御掛り御番所を爲持遣候牢舎之者御呼出之節は鑑は罷出御證文引合相改差出申候歸牢之節同様に相改鑑役請取爲致入牢候醫師外科毎朝罷出同心立合牢内罷越病人様牀見候て牢屋敷にて藥調合致し煎役より相渡申候醫師之内當番壹人ッ、在宿致急病人等之節は不限晝夜呼寄鑑役立合様牀見分申候其外重御仕置者又は御詮儀拷問等有之節水出申候醫師外科は牢屋舖近所に町宅仕罷在候町人足は小傳馬上町通鹽町より差出候に付御用之節は右支配人に觸遣候非人足は牢屋土手下小屋に罷在候善七代長兵衛に申上候

御詮儀者有之節内役同心罷出御會議役申渡候四人共手鎖を掛差出穿鑿所にて差圖請拷問仕候毎日賄所より相廻り飯汁見分致し飯米之据方味噌汁之濃薄相改申候揚座敷は一汁之菜に付日々料理致方見分渡し遣候

揚屋敷四人飯

掛目 十匁
貳百拾匁

一役致し候四人飯

同 貳百拾匁

一平四人飯

同 百八拾五匁

一女四人飯

同 百五匁
九拾三匁

一味贈壹人前

右秤目前々之通改遣

一四人に湯日々之覺

正二十一十二

三四九

五六七八

但御成日并風烈之節は相延し申候

一牢屋圍之内見廻り破損等無之様心懸少く之事にて

は此方より出役同心相觸名面帳爲持道改引渡相渡申候得は出役より直に御届申上候牢屋敷跡調物其外附來諸道具等損候節は掛り方より鑑役等願出候に付致吟味私共方に申出候致見分修復申付候歟又は新規仕替申付候賄所内遣道具も月限り賄役申付候此節一々見届に割印致し相渡置申候右調物は年番より渡置候定直段帳面引合高下無之様月々勘定致候右調物見廻り候無斷調候品は割印無之に付少々品にて勘定相立不申候毎月朔日牢屋敷より罷出帶刀立合先月中出牢之者書拔帳を諸役所より來出牢御證文御印改讀亦何月何日出牢と有之所は私共印形致し置追て牢扶持勘定引合申候先月中日々出入人數高帳へ私共書留置候帳引合落着之人數改之無相違様帳面仕置差出申候入牢より六ヶ月過候ては牢帳改書上申候淺草品川兩溜御預け人別并落着書上させ候是又六ヶ月過候は改同様に書上させ候右之者先月御用番之御番所より差出申候先月中御入用諸調物并小買物私共一々割印致置候帳面相改勘定帳仕立鑑役より年番に差出申候右御金同月十八日町年寄にて渡申候

出火之節風並次第惣囚人鞆牢に出繩かけ十人程つ

も鑑役より申付手當いたさせ候

一遠國より送來候囚人南御番所より御請取入牢に被仰付追て評定所より被召出御一座御掛りに相成評定所より入牢御證文來候得は何月何日誰より牢入今日より評定所掛り相成候よし帳面附替申候寺社方御勘定方掛りにて入替之節は引渡證文被差越候外之御掛り在牢之囚人此方御請取被成候節は右掛りより引渡證文同心使にて被指越候得は鑑役請取申與力出役有之候得は私共立合改受取申候尤此方より入牢證文差出外掛りに引渡候節も右の通り

一盜賊方御役替御役御急之節は右掛り囚人共兩御番所御請取被成候に付御差圖有之候得は私共被相渡其節渡方より出役無之候に付囚人共牢庭へ呼出名前帳を以相改元之通入牢爲致置其段御届申上候御番所へ右名前牢帳に仕立置申候追て跡御役へ被仰付候節右同斷相改出役與力引渡御届申上候右同斷溜預り者は溜り役名前帳爲差出是又御番所溜預帳仕立置追て引渡候節は與力出役有之候得は私共罷出相改引渡御届申上候此節下役同心貳人つゝ御番所に申遣相觸候與力出役無之同心斗指出其節

一太繩を帶に通し繋合置病人は持籠に爲乗揚屋囚人は手鎖腰繩付揚座敷者駕籠に爲乗牢屋より出置候町人足間に合不申に付非人足掛置申候右非人足は兼て善七に手當申付置候此貨歩相勤候へは壹人前壹匁五分宛被下候欠付候迄にて手合不仕候得は一度錢五百文つゝ蠟燭代被下置候風並惡敷候得は此兩御番所に召遣候方角に寄本所回向院にも連退申候途中帶刀并同心附添突棒指又爲持夜中は高燈灯手燈灯爲持固申候近火之節は御番所より御用人中被差出候を組町火消六拾人火防として欠附申候御頭出馬も有之候諸御證文帳面當月帳面書物等は物書同心掛り取仕廻土藏に下男ども持運入置申候鑑役之内壹人勘定役賄役相殘火防人の差圖いたし惣牢之銅戸風竅穴米藏賄所窓戸前入させ目塗爲致申候去年三御奉行御掛り惣囚人高并落着居殘之高帳面仕立例年兩御番所に隔年に差出申候に付二月初頃右帳面差出候去年中牢扶持米并諸入用勘定致例年四月帶刀方より相伺ひ帶刀宅に出役與力双方より被持出私共立合去年中出牢御證文御印改讀合致勘定帳差出申候右帳面奥印申請御勘定所帶刀差出申候

一 毎年四月下旬總四人在牢之人數高見分人數多有之候得は先達て被仰出之通兩牢へ分置候義相伺申候伺之通被仰出候得は御入用相増候に付其段年番え申遣候毎年五月朔日無宿とも夏御仕着惟子願差出候は年番吟味之上渡申候宿在之者は宿預同様申候は、右同斷九月朔日冬御仕着布子願指出申候是又右同斷之事毎年六月土用中四人共涼せ候儀申上置之内兩牢に出涼せ申候殘暑強有之候得は日延申付候七月十一日總四人共月代爲摘候に付前日町年寄に觸遺髮結呼寄揚屋四人は手鎖牢内四人は繩かけ牢屋に出爲摘申候右相濟候上御届申上候七月鯖代被下候ニ付十五日總四人共素麵酒鯖鮮爲給申候相濟候上御届申上候尤右金子は人數により年々不同之事七月十二日帶刀方より申上總四人とも酒煮染爲給候私共方にも右之段達し有之候夏中四人とも兩牢分置候處向冷氣候得は人數見分片牢へ移入候儀申上候尤格別人數茂多有之候得は此段申上唯今迄之通兩牢に分置可申候十二月十八日御内寄合相調之醫師外科藥齊藥代十二月朔日より同廿日迄右同斷雇代金十二月分此一口十二月勘定相立候得とも金子翌正月相認候に付其内御番所御

取替之願出候一 磯屋伊左衛門に被下候金貳分總牢付人非人共被下候錢一日壹人前十文程之積り也此二口御番所より例年被下置候右伺之通被仰付候へは年番申遣鑑役方へ請取向々に相渡申候此内替分は正月十一日返納致し入牢高多有之候得は東西兩牢に相分入申候其節は牢屋同心殊之外骨折候付暮に至り兩御番所より御褒美金被下候一 囚人共爲乘候駕籠破損いたし候節は修復入札申付御内寄合に罷出相伺申候伺之通被仰付候へは繕申付候右代金追て御番所に付年番より相渡申候一 御救之者有之候節は前日御掛り御番所被召呼救之義被仰渡人別帳御渡に付直に牢屋敷に罷出囚人共致見分病氣歟又は肌薄之者見苦無之様取締り別牢に入替當日曉支度致させ刻限に差出改之役役引渡直に書付を以御届申上候此節帶刀義差添罷出候御救被仰渡之鳥目被下置候儀も御座候一 引廻者有之候節は前日被仰付候に付牢屋敷に罷出諸事用意申付置候當日早朝より罷出支度爲致置出牢御證文參候得は囚人呼出檢使立合引渡候一 引廻之者乘候馬并乘替其前日小傳馬町へ觸遣り右

囚人死罪に相成候節は御番所當番之同心双方貳人首討役罷出候囚人引廻候上御仕置相濟候得は其段書付を以御届申上候此節帶刀立合申候死罪之者も右に准總牀死刑之者は打役同心牢内にて囚人相改繩をかけさせ改番所召連候に付檢使立合出牢證文を以鑑役引合相改申候無相違候得は御下知之趣檢使申渡候其後鑑役之者總牢へ相廻り右名呼跡に居不申或人違爲無之致吟味埋門に罷出候囚人は御下知直に相濟候へは打役差添裏門通にて目隠を打死罪場へ廻り候に付埋門にて又々鑑役相改候上にて死罪場へ遣し申候獄門は年寄同心双方二人牢屋敷獄門首を受取非人足爲持場所へ罷越右出役より直に御届申上候礎柱に獄門臺前日谷大工呼寄申付候御仕置之節は谷之者非人足其前日御番所にて被仰渡彈左衛門方より差出申候 (未完)

●看守訓授試作

(承前)

第十九

記牒方の心得

門

外

漢

稿

凡そ戒護事務は耳目の活用に屬せざるはなし、耳目の聰明は乃ち戒護者に要する特質なり、又事に當て

注意厚く事を處するに慎重なるは戒護上の要件なり、苟も戒護者たらんものは面倒を避けて事を疎略に爲すの氣風を斷して滌脱せざるへからず油斷且疎漏は戒護上の禁物なればなり、然れども戒護事務はと厄介にして且面倒なるはなし目に見耳に聽く事毎に事の細大を問はず記牒申報せざるへからず而して記牒を誤り申報を怠らんか事實を失し、機宜を喪ふ若し又一步を誤らは云ふへからざるの危害を生ず細事と雖能く見能く聽き注意周到且慎重ならざるへからず其難且繁なる知るべきのみ抑々記牒の要は事實を記述するにあり而して戒護者の記牒申報は治獄上最も有力なる考據たらすんばわらす故に事を記するに當てや其實狀を撮録することを努めざるへからず徒に文飾繁冗に流れて事實を失するは宜しきを得たるものと云ふへからず其簡略に過きて事實を詳悉せざるも亦不可なり又針小棒大、言を構へて或者を傷け若くは自己の功勞を誇大にせんとするか如きは最も避けざるへからず、凡そ記牒方を繁冗に流れす簡略に失せず、もの、中庸を得るを、以て適度とし此適度を得るの注意こそ最も望しけれ、夫れ然り而して記牒其實を誤るは多く視聽

其指摘を失し注意も亦疎略にして事物の肯綮を得ざるに基因せずんばあらず之を醫するは一に注意周密、事理慎重且職を守るに誠心誠意なるより善きはなし此行爲あり又此誠心誠意あり如何ぞ不正明の記牒あらんや於是乎始めて記牒申報の實を得ることを庶幾すへし

人或は記牒事務を以て平易とし敢て意に介せざるあり何ぞ誤れるの甚たしき、彼の記牒方は事平易に似て平易にあらず其良否は最も戒護上の施治に相關し實に忽諸に附し難き要件なりとす何となれば記牒方如何を措て顧みず又其方法順序を得ずして錯雜爲めに適正を失ふときは事實を抹殺す事實にして錯殺せんか上官に對する申報告知も隨て誤謬を免れざるに至る萬一にも此の如きとありとせば措畫宜しきを失し因情の不穩を招きて監獄の靜謐安寧を害する等不測の危害を醸すに至る恐れなしとせざればなり、記牒方の治獄上必要にして且慎重を要すべきものたるは夫れ此の如し戒護の局に當る者は特に耳目の働きを敏活に記牒方を領得し以て見聞に係る事項を手帖に記載し若くは上官に申報移牒する等注意周悉且慎重ならんことを要す尙ほ記牒方に關する心得中必要

名刑期(囚人なれば)又其言ふ所の主眼を手帳に記載し而して申渡報告書の手帳を爲すへし

九、犯罪者あるか又は獄内の異狀あるを認むるときは他日の證憑に供し得る爲め現場の狀況を記載し置くへし

十、急發病者あるときは諸病者の姓名及病況を記載し以て申出の手續を爲すへし

十一、記憶強きに慢じて記載し置くことを疎略すへからず又記憶のみにては他日の證憑とならざることを忘るへからず

雜 報

●監獄事務分課に就て

監獄事務分課標準は愈々發布せられたり今其分課分掌なりと云ふを聞くに監獄署には庶務課、警守課、作業課、經理課、醫務所及教務所を置き而して庶務課、は文書の往復保存并に名籍、統計、刑期、願訴、給與、領置、差入品に關する事及他の課所の主管に

事項を左に列記して以て當局者の參考に供せんと欲す

- 一、凡そ記牒するには其迅速を要するは勿論なりと雖可成字書鮮明ならんことを要す
- 二、見聞事項を記述するには可成要を摘みて事實を誤らざらんことに注意すへし
- 三、上官に對して上申、伺若くは報告を爲すに當ては可成文飾に流れず簡略に失せず實狀を詳述することに注意すへし
- 四、見聞事項を手帖に記載するには餘地少きを以て徒に形容することを省き只其大要を記し置くことに注意すへし
- 五、手帖に記載せし事項は假令へ事實を誤り若くは書損あるも之を塗抹せず只棒を引き置きて字体は其儘讀め得る様に爲し置くへし
- 六、在監人の行狀は只良又は否とのみ記せずして良否を認むる狀況の大略を記載し置くへし
- 七、巡警中見聞事項は假令へ異狀なきも異狀なしとのみ記せずして異狀なき所以を摘記すへし
- 八、在監人より願訴を爲す歟又は何事にも申出を爲すときは先づ其姓名及其取監監房の番號、刑

屬せざる事。警守課は監獄の戒護、在監人の行狀、賞罰并に書信、接見に關する事。作業課は工錢、器具、素品、製品其他作業に關する事。經理課は地所、建物及購入販賣其他一切の需用品に關する事。醫務所は在監人の疾病、死亡、調劑其他監獄の衛生に關する事。教務所は教誨及教育に關する事を掌る監獄支署の事務分掌も之に準據し少くとも庶務係、警守係及醫務所を置き作業課經理課の事務は庶務係に於て掌理すへき筈なる由又警守課長は看守長、醫務所長は監獄醫、教務所長は教誨師其他の課長は監獄書記を以て之に充ることゝなれり、抑々分課分掌は各府縣區々にして一定ならず爲めに獄治の齊一を欠くこと甚しとせず其分課分掌の如何は實に事務の消長に相關し治獄上影響する所頗る大なるを以て等閑に附し難き要件たるは言を俟たず然に各府縣其規を一にせずして區々に失するは蓋し標準なきに職由す是を以て今般該標準を發布せられたるなりと聞き及ぶ夫れ此の如く一定を要する旨趣に出たるは於ては各府縣共此標準に據り従前の分課分掌を改正せらるゝなるべし否改正を要することゝ信す又該標準中最も目新しきは經理課教務所の新設是れなり之を聞く

經理課は先づ用度課とも云ふべきものにして而して一層責務重きものなり該課は獨り用度たるのみならず監獄の經濟を掌り不經濟に失せざるの責任を負はざるへからず即ち金錢(監獄への分任)の出納に作業用の器具及素品の買入に製品の販賣に又不用物品の競賣等に係る事は皆該課の掌る所とす從來監獄にては金錢上より生ずる不始末多し又監獄は随分多額の費用を消使する處なれば最も取締を嚴密にし且經濟上の注意を要す是れぞ今般新に經理課を設けられたる本旨なりとす故に該課には充分重きを置きて従前の用度課視すること勿れ又教務所を設けられたるは教誨の等閑に附し難くして其擴張發達を要する事實あるより一所となし典獄に直隸すべきものたるの實を明かにし且つ教誨の尊重すべく教誨師の優遇すべきものたるを表示するが爲めなるべし従前は警守課の主管に屬し殆んど該課の客分なるが如き實況ありて教誨師諸氏は不快の感念を有せし傾向ありたり斯る組織は甚だ然るへからず此際斷然教務所を置きて標準の精神を貫徹せしむるを要す、又庶務課分掌中願訴、給與、差入品の目わり願訴とあれば獄外人の願訴は勿論在監人の願訴も總て庶務課の掌理に屬するが如き

も在監人の願訴は警守課に於て在監人より受付するも亦之に意見を附するも敢て妨けなく否斯くせざるへからず庶務課は之を處分するの衝に當るを以て其主管事務中に加へられたるなり、給與も亦在監人に受渡しは警守課にて爲すべきものとす庶務課に於て受渡しに至る迄の處理及手續を爲すを云ふのみ、差入品も之を檢査するは監獄則施行細則第九十條に規定する處にして警守課の事務たらざるへからず庶務課に於ては差入人より受け付け檢査するまでの手續を爲し又檢査済許可の手續を爲すにあり此等は字義に拘泥して其意を害すること勿れ猶ほ書信接見に關する事は警守課の主管なるも之を受け付けるは庶務課の事務なるが如し聞き得たることを記し敢て當局者の參考に供せんと欲す

●警保局長更迭す

内務省警保局長たりし小松原英太郎氏は静岡縣知事に轉任せられたり氏は監獄の事に就ては熱心に且深切に世話せられたる趣に聞き居たるに付氏の轉任は監獄事業上には痛惜なき能はず嗚呼

●姿勢服裝

戒護者の姿勢服裝は威嚴の消長に關係を有すること

作に規矩常度なく服裝を顧みず姿容を意とせず懶怠放逸に流れて自ら克己の念を失す是れ犯罪人の常態なりとす故に監獄に在ては可成規律を嚴にし囚人たる者の惡習慣を打破して以て矯正感化の端緒を開發せざるへからず苟も規律を害し又入監前の惡習慣を存するに於ては飽迄も矯正の術を施すことを決して等閑に附し去るへからず然るに往々縞絆一枚にて就役せしむる處あるを見聞す是れ役業に依り汗浸しとなるを以て止むを得ざるに出るなるべしと雖元々囚人は身の締りなく上陳の如く服裝姿容に頓着せざる者なれば裸体以て事に從ふは其者の常なり監獄に來て尙ほ其失体を學はしむるは規律的矯正を爲す上に就て甚だ不可なり宜しく熱しても裸体とならず着服の儘事に從はしむるの良習慣を養成せざるへからず當局者諸氏夫れ少しく注意あれ

●監内と雖獨歩を禁ずへし

監内獨歩の弊害多きは今更喋々するを要せず然るに今日尙ほ囚人の獨歩を看過する處あり甚だ謂れなきことなり抑々應禁物の包藏に逃走に又外人來人と通息若くは物件の受授に多くは獨歩に基因せざるはなし

●囚人の服裝も亦忽かせにすへか

らす

囚人は其監獄に來らざる以前に在て多くは其起臥動

規律の嚴正を維持せんとせば必ず先づ獨歩を禁じ以て一舉一動皆號令に因らしむることゝせざるへからず敢て當局者の猛省を望む

●押丁全廢は九州の特色なる乎

押丁の在監人に輕侮を受け戒護上不可なるは苟も監獄の内情に通ずる者の是認する所なり曩きに集治監假留監に於て先づ全廢することゝなり續て府縣監獄にては宮崎縣率先して之を全廢せり今又大分縣熊本縣に於て押丁を全廢して以て看守増員の許可を其筋に得たりと聞けり抑々押丁全廢は各地之を是認し未た之を行ふ能はず獨り九州にてのみ三縣之を實行す嗚呼押丁全廢は九州の特色なる乎他府縣に於ても設置程度の改正を待たず自ら進んで押丁全廢看守増員の英斷を行ふへし敢て切望す

●露西亞帝國大學へ寄贈品

前號に記載せしが如く我が日本監獄の幼年囚監房、今工場全教場の模様并に幼年囚製品を紀念のため要求ありたる趣故幼年囚の多數を拘禁せる府縣へ向け其筋より照會せられたる末此度京都府よりは殺通壹枚綿チル拾六碼壹枚、蕪製カバン壹箇蘭帽子壹箇全

編笠壹蓋幼年囚の監房工場教誨場の寫眞三枚、大坂府よりは貳疊敷段通壹枚幼年囚及び懲治人の監房工場教場の寫眞八枚、廣島よりは續々壹把花筵壹枚、幼年囚の監房工場教場の寫眞五枚兵庫縣よりは麥藁細工巻煙草入三重ね小箱一組、滋賀縣よりは蘭の編笠二蓋全帽子三蓋、幼年囚監房前整列、全在房中全作業場前整列、全就業全教場内授業中の寫眞五枚を寄贈せんとて此程内務省警保局迄送越されたる由以上諸物品を露國に移送し彼の帝國大學に陳列せらるゝ上は獨り我が帝國の好意を表するに止まらず永く我が監獄の紀念となり又以て我が監獄發達の現況を海外人に知らしむる好材料たるを得へし吾人は我が監獄のために慶祝せざるを得ざるなり

●獄事聯合協議に就て

獄事聯合協議會は近來處々に開設せらる該會の必要果して何處に在て存す嗜昔警察聯合會及び衛生聯合會規則を廢せられて該聯合會の廢滅に歸したるは果して何が故なる乎吾人は云はん必ず警察聯合會及衛生聯合會の廢滅に歸したるは其必要なきに因ると而して監獄聯合會は果して如何當時警察衛生同機聯合

會規則を設けられんとせしも其運に至らずして止むぬ爾來聯合會てうもの打絶へ會合ありしを聞かさりし然るに近來に至りて再び假留監聯合區内の各府縣聯合して執務上の協議會を開設することゝなりぬ熟々惟みるに監獄事務就中在監人の處遇及戒護方は警察及衛生事務と異り各府縣全一轍に出さるへからざる必要あり其聯合協議會を要する蓋し偶然にあらざるなり殊に監獄の改良を要する今日に當ては最も其必要を感ず夫れ此の如く必要あり必要の點に於ては吾人之を確認す然れども會議の獎免角理論に流れ易し理論固より惡むにあらす只實際と背馳するものなるを惡むのみ且理論に偏するときは勝敗を競ふに至る勝敗を競ふの獎たる言葉尻を取り徒に言論の争ひとなりて肝腎の用務は棚上に休息するに至る此獎たる往々實際に見聞する處なり聯合協議會にては飽迄も此獎を矯めざるへからず而して元是れ一定を期するの精神に出たるものなれば其議題は構作を避け専ら事實問題即ち實際の事務に付互に意見を吐露し互に良法を講し一に現行監獄則及全施行細則の範圍を出さることを勤むへし徒に範圍外に走りて貴重の時日を空費するか如きは勤めて之を避くへし又議會には

典獄勤めて出會し代理者を出して自己の出會を見合はすが如きを要す(まがしめたるべき)其他議會にて決議せし事項は勤めて實行し尙ほ其便否を研究するの注意あるを要す然らざれば聯合會の利益は毫もなくして却て害なるを認む諸國聯合協議會を以て一種の慰勞會然たる觀あらしむること勿れ一言爰に所感を述へて注意を促すこと附り

●奥羽各縣聯合獄事會錄事

七月十五日宮城縣監獄署内にて開設す船越宮城縣知事臨塲し親ら會頭の勞を取り議事を統督せり同十六日には同知事の歐米監獄實見上の談話同十七日には歐米感化院實見上の談話又夫塚宮城控訴院檢察長の刑の執行基點を益々明瞭ならしめんか爲め指揮書を改正するの可否に關する談話ありたる由本會に於て決議せし重なる事項左の如し

決議事項

一「刑事被告人に差入るへき書籍書類は刑事訴訟第八十五條の規定に依り贈與者は先づ當該官の檢閲を受け然る后差入を出願するもの如しと雖監獄則第三十二條第三項當該官の承認を経るの手續は監署に於て爲すべきものと解釋せざるを得ず右は各縣如何

なる手續を爲し居や」監獄署に於て収受し當該裁判官の承認を経たる上差入るゝは各縣皆然りと決し二「女監取締の頭髮着衣履物の制を設くる事」袴を着せしむる外先づ其制を設けざることに決し三「科程の了否を正午と罷役前とに於て檢査するは如何なる方法に依る乎但科程の定め難きものを除く」規定の時間に於て其作業進行の如何を檢査するの外別に方法なしと決し四「囚人の兩便度數は服役時間中何回行かしむきや又其時限と方法は如何」午前午後共貳回以上と決し五「監獄則施行細則第十五條に依り放免期日を本人に告知するには如何なる方法を用る乎」裁判確定し放免曆簿へ刑期等登記の際放免期日決し六「定役に服する囚人にして工作場に於て休憩時間中に書籍看讀を請ふときは其請を許すや」許さることに決し七「刑事訴訟法第八十四條に依り執達吏をして勾留狀を被告人に送達せしむる場合は何れの場所に於て爲さしむるや」監署に受けて看守に交付せしむることに決し八「在監人にして疾病に罹り病症危篤に至るときは醫師の意見を聞き之を親屬又は故舊等に通知し接見を促す等の取扱を爲すへき

や」只通知するのみにて接見を促かさずと決し九「囚人の理髪は副業として罷役後又は休憩時間中に爲さしむるや」副業とせずして專業に爲さしむることに決し十「囚人及懲治人の入浴は罷役後に爲さしむるや又は服役時間中に爲さしむるや若し服役時間中に於て爲さしむるときは其時間とは之を休憩時間中より控除すへきや」入浴は罷役後と決し十一「囚人懲治人賞罰施行細則一定する事細則を設くるに不及と決し(以上青森縣提出)十二「監獄則第二十八條食量の區分如何」概ね左の區分を以て役業に依り八合乃至七合及ち六合乃至五合を給する者と決す即ち一日の食糧八合食を給すへきものは本挽、土踏、運搬、米搗、炊事、鍛冶工、同六合食は竹工、鑿工、但科程外の工業を爲す者、靴工、十三「監獄則第二十九條に定役に服する囚徒の髪云々とあり定役に服さる囚徒の髪は短薙せざるが鬚鬘は如何」定役に服さる囚徒の髪は短薙せず鬚鬘も亦剃去せざるものと決し、十四「監獄則第三十二條の第三項に據り刑事被告人にして書籍を看んと請ふときは總て之を許すか將た個人的關係を觀察して許す乎」小説の類にして典獄に於て許さるるを至當と認むるものは裁判

官に注意を促すことに決し、十五「監獄則第三十八條に刑事被告人に其親屬故舊より飲食物を贈らんと請ふときは之を許すとあり然るに往々遊食物を携有せる者あり又之を差入れんとするものあり如何」遊食物は何れの監獄に於ても購求差入とも許さへれば或は護送途中收受するものならん仍て今後斯る物品を携有し來る者あらは篤と其事實を取糾し差止め方を知事より照會することに決し、十六「監獄則第四十二條囚人處罰執行中又犯則あるときは引續き第二の處罰を執行し得へき乎」其犯則の頗未取調等の際自ら中絶すへし従て通算するに至らずと決し、十七「監獄則第四十三條獨愼の効果如何」屏禁は短きに効なく長きに効あれども處罰は減食に若くものなしと決し、十八「囚人相互の信書は權利義務に關するもの、外一切之を許可せざる乎」權利義務に關するもの及至親の信書の外は許さるることに決し、十九「一罪執行中更に罪を犯し宣告を受けたる者の賞譽期限は前後刑を通して監査期限を定むる乎」本按の通と決し、二十「再犯者を防ぐの方法」本按は先年來の問題にして容易に決するを得されは今回は取除置き尙は熟考の上議することに決し、二十一「看守精勤

證書を有する者無試験にて採用したるときは教習を用ひす直ちに實務に服さしむる乎」曩きに看守を數年勤務せし者を採用せしときは教習を要せずとの若手縣伺定めなり故に精勤證書を有する者は勿論たりと決し、二十二「看守教科書及教習方法を一定したし」内務省指定の標準あり此上一定を要すへき處なしと決し、二十三「看守精勤證書を附與するの標準を一定したし」前項に全し、二十四「看守給を巡査給同様にせんとするの建議を爲す如何」會員は建議を可とするの傾向ありしも會頭之を預り熟考することゝなれり(以上宮城縣提出)、二十五「刑期及期限(懲治場入)の計算方法如何」執行指揮書及宣告書に依るの外なしと決し、二十六「收監番號は押して繼續するも囚人其者に附する番號附着方如何」收監番號を用ひすと決し、二十七「懲治場入の言渡を受けたる者には上訴期限(五日)を與へす即時より執行するや否」言渡確定の上執行すへきものと決し(福島地方裁判所檢事は確定の上執行すへき旨を指揮せし例あり)、二十八「在監人へ辨護のため(代言人)接見を出願するときは休日及日出中は何時にても許可するや否」監獄則の規定に依つて許可することに決し、二

十九「同出願するときは其時々接見用紙等に其要領を記載して出願せしめ許可するや否」其要旨を接見用紙に録取して許可することに決し、三十「同上辨護上の接見は(代言人其他)某に辨護上の爲め接見云々と出願するときは敢て豫審判事に問合を要せず又其證なきも單に許可するや否」豫審中は辨護を要せず從て接見の必要なしと決し、三十一「看守所長設置に付例へは支署長は書記にして看守所を兼他に看守所長なきときは二名の部長を置くも訓令の主意には違はざるものゝ如し如何」實際不得止ときは二名を置くも差支なかるへしと決し、三十二「監獄則第三十二條第二項の書籍檢閱方如何」教誨師に檢閲せしむることに決し、三十三「每朝總囚の點檢及出役の手續如何」各監獄署監房の構造に依り適宜と決し、三十四「女監取締授業手には慰勞休暇を與ふるや否」女監取締に暑中休暇のみを與ふるも其他は一切與へざることに決し、三十五「授業手の管督は何課に於て主管するや」各監署課名一ならずと雖作業に關する獄務課の如きに於て主管すべきものと決し、三十六「授業手の出勤時限及退署時限は看守所とは異なるや如何」看守所押丁と異なることなしと決し、三十七「特

敎の言渡書換判命令書の如きは本人に下附するや如何に監署に領置することに決す（以上は福島縣提出）
其他本署にも看守部長を置く事、刑事被告人にして獄則を犯す者に對する制裁を設くる事、囚人處罰の種類を増す事の建議を其筋に出すの議ありたるも或は建議するも行はれず或は監獄則の改正行はれざるに於ては建議するも効なかるへしとの事由にて建議せざることに決したる由なり因に青森縣典獄は出席する筈にて議題まで送付せしなるに事故生じて出席せられざりしと聞けり本會の議題は隨分之れありたるなるに僅々三日間にて議了せしは會合諸氏の精勵に因るなり敬服々々又た知事は劇忙の中をも差係り會頭の勞を取られたるは感服の至りなり扨前號に於ては會員至て寡かりし點に就き疑或は冷談の批評を免れざるへきかど掛心せしも決してさる譯合にあらす云を開會前會合方を通牒せられたるは岩手青森秋田山形福島五縣にし宮城縣を加へて六縣所謂奥羽六縣の會合にして宮城假留監の聯合區内の會議にあらす而して青森山形の二縣よりは公務上の差支ありて會合せず其少人數なりしは決して怪むに足らずと聞く茲に附記して前號の戒を開く

●囚人の作業別食量

三池集治監、九州各縣及沖繩縣聯合獄事會に於て決議せし四人の作業別食量は左の如し、宮城縣に於て開設せられたる奥羽各縣及宮城集治監聯合獄事會に於ても作業別食量の決議事項あり相照較せば實施上參考となること多かるへし

入合食は開墾原野荒地採鑛鑛炭發掘運搬土石砂利土方土砂掘起碎石切荒
石米麥搗、土搗、土練、木挽、炊事、煉化土打、薪
割、田畑鋤等とす

七合食は建家大工、耕耘、石工、水取、轆轤綱引、掃除、紙漉打方、鍛冶工、左官、煉化製造、椎皮搗、機織小倉織の類、疊床踏、瓦工、軸木胴突元取、全押手、全割方、全俵造、全煮方、蕨打、穀物引割等とす。

六合食は曲物工、輕き掃除、監内諸運搬材木薪終日業指物工、桶工、紙漉、疊刺、蘭染、花筵織、紙干方、手傳大工左官機織、米麥篩、味噌醬油製、洗濯男、炭搗、轆轤工、靴工、看病、竹工、傘製造、唐木細工、糊付総糸絞男、軸木節方、全乾方、筵及び打小手方工場雜役、蓑勝、西洋裁縫、紡績男、湯沸、理髮、等とす

五合食は楮皮手繰、及古撰、楮皮晒、狀袋作、糊木
削、黃柏削、合せ紙、紙揃、紙、截、罽紙摺、楮皮
焚、簾編、楮皮水撰、蒟麻、撚、蘭晒、荷造、花筵
澤出し、蘭撰、草屐作、繩索、漆器工、草鞋作、米
撰、和裁縫、洗濯(女)紡績(女)、機織(女)、石工
石盤、硯、鉤、文鎮 看病(女)掃除 女(器機夫、炭團工、軸
白印材) 木板揃、全撰方、全結方、筵打差方、麥交せ、藁廻
し等とす

●典獄の更迭

兵庫縣典獄下見重愼氏は非職を命せられ長野縣典獄櫻井高尙氏兵庫縣典獄に榮轉し其後任は長野縣警部五十嵐小彌太氏之を襲ひ長野縣典獄となられたり

●支署の廢止

北海道廳監獄福山江差壽都の三支署并に群馬縣太田監獄支署は廢止せらる

●岡山縣監獄の水害

岡山縣の被害甚敷は新聞紙上に散見する處なるが今監獄に係る水害如何を聞くに差したることほなかりし由なれども監獄署拘置監（地方監獄と離れ居り岡山市弓の町に設置しあり）は元來地位高燥なるも其近傍に接する堤防破壊せしため構内の一部即ち女監

（明治廿五年七月十三日鳥取新聞）
地獄とは地獄の沙汰あり大阪府

監獄菜園 當市裁判所の東隣なる堀内に設けある

監獄彙報

461

六十一

監獄彙報

條の規定ある事は百も千も知られしは當然なれども
その如何なる譯にや期間満了にならざるにも不拘既
と前日即ち七月廿九日に假執行の宣言をば權利者
與へ強制執行の準備をなす事と迄なり居る種々解
覺し森澤に其の意外の處分振に打ち驚き夜の書面
をば悉く却下せられ今に大迷惑を極め居る事な
り當局者も大切なる期間の事は御注意あり度きも
又た訴訟人も是れだから油断はならぬとの投書が三
●本縣內務部第二課屬樺島益長氏は
昨日三池集治監書記(七級俸給與)に轉任を命ぜらる
氏は本縣牧畜最も經驗に富み本縣に勤務すること多年殊
に農業力最も多きに居るに云ふ氏は郷里(三池
郡)に於ては或る事情の爲めに到底其身を他に移し能
はざるの場合に及びたれば一旦辭職の申立をなせし
も其筋に於ては是迄職務勉勵の都合もあり特に詮議
の次第を以ては博多氣儘亭に於て送別の宴を開く筈
有日午後六時より一般有志者數十名より送別の宴を開く筈
●(明治廿五年七月廿一日福岡市福陵新報)
●監獄署の節約 本縣監獄署に於ては萬般節約の法
を講じ居れるが本年は味噌、醬油をも署内に於て製
造するにとせり而して其原料たる麴の如きは病囚
の食残を以て製するが故に大に費用を減する由なり
昨今年度に於ける全署に買ひ込みたる味噌、醬油高
を聞に味噌五千七十六貫五白三十八匁、代四百七十七
錢四厘、醬油三千九百七十六匁、代四圓四角七錢七
五厘なり之を署内に於て製造すれば三割以上の減費
を見る豫算なりとなり
(明治廿五年七月十五日豐州新報)

●監獄署の蒲團 媛愛監獄署にては從前囚徒と與へ
來りし夜具及び綿入蒲團は暑中の間は一切貸與せぬ
ことになり居りしがために疾病を起すものあるを
以て本年よりは暑中間丈に給蒲團を興貸すること
決せり
(明治廿五年七月十九日海南新聞)



111

説

(一丁)